

四 酒類の統制

13 昭和12年7月 酒類販売統制に関する件

間第四六八号

昭和十二年七月十七日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

酒類販売統制ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ主稅局長ヨリ別紙ノ通通報有之候ニ付為參考右及通信候也

間第四八二号

昭和十二年七月六日

名古屋稅務監督局長 深田 養一

大藏省主稅局長 大矢半次郎殿

酒類販売統制ニ關スル件

当局管下ニ於テ目下着々実行中ニ係ル酒類販売統制ニ關スル狀況別紙ノ通りニ有之候

右及通報候也

(別紙)

軌近酒類殊ニ清酒ノ消費量ハ漸減ノ傾向アリ、其ノ造石數又ハ伸長力ヲ欠キ自然淘汰ノ厄ニ遭フ者続出シ、酒造業ノ経営愈困難トナリ、年々滞納処分繰上徴収決行者相亞クノ狀況ニアリ、滞納ノ職由スル所ヲ究明スルニ、主トシテ売掛代金回収不能ニ基因スルモノ大部分ニシテ、兎角稅ノ転嫁円滑ヲ欠キ、酒類販売者間ニ於テモ競争濫売ノ弊甚ダシ

ク前途憂慮ニ堪ヘサルモノアリ

殊ニ一昨年来米価昂騰、造石税率ノ改正引上ケ等ニ依ル酒価ノ値上決議モ実行困難ニシテ効果ナキ而巳ナラス、却テ種々ノ弊害ヲ生スルカ如キ嫌アルニ鑑ミ、之カ匡救ノ一方法トシテ販売価格ノ協定、最低酒価ノ維持ニ努ムヘク、昭和十一年末以來長野県本稅務署管内ヲ先驅トシ、漸次販売統制実施ノ機運熟シ、翌昭和十一年秋季ニハ県下一円ニ直リ其ノ結成ヲ見ルニ至リタリ

此ノ種施設ノ運行ハ極限サレタル一部地方ノミニテハ其ノ実行上ニ種々困難ナル障碍ヲ伴ヒ、充分ノ眞価ヲ發揚スル能ハサル憾アリシモ、幸ニシテ長野県ハ地ノ利ヲ得テ關係当路者ノ熱意ト相俟チ着々実効ヲ收メタリ

其ノ後本年二月名古屋市ニ於テ開催ノ中部六県酒造組合聯合會總會ノ結果ヲ齎シ、汎ク各県下ニ於テモ之カ實現ニ付當局ノ協力方懇願アリタルヲ以テ、其ノ旨ヲ諒トシ各署ニ對シ配慮斡旋方ヲ通牒シ、組合ノ新設或ハ既設組合ノ活動等ヲ促シタリ、爾來管下各署ニ於テハ酒造業者酒類販売業者ヲ打ツテ一丸トスル販売組合ヲ組織セシメ、會員中ニ統制事項ヲ規約シ、之カ嚴守勵行方ニ関シ側面ヨリ援助ヲ与ヘテ着々其ノ目的ヲ達成シ、今日ニ於テハ長野県ノ外新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県ノ各県下ハ大部分結成ヲ了シ、残余ノ三重県下ニ於テモ本夏中ニハ出来ノ予定ニテ、今後漸ク遂ニ稅務署單位ノ組合ヲ以テ県單位ノ聯合會ヲ設立シ、更ニ中部六県酒類販売統制組合聯合會設置ノ計画中ナリ

本件実行ニ當リテハ消費大衆ノ代表機關タル産業組合トノ關係ヲ充分考慮ニ置キ、カメテ對立相剋ヲ避ケシメ、進ンテ趣旨ノ説明ヲ爲シ、懇談ヲ遂ケタル結果、本日迄ノ如何等ノ紛議モナク既ニ長野、岐阜兩県ニ於テハ同一歩調ノ下ニ相提携シテ至極圓滿ニ実行中ナリ

本施設実施ニヨル効果ニ付テハ前述長野県以外ニ於テハ日尚淺ク実績不詳ナレ共相当期待シ居リ、広ク全国的ニ施行

セラルル事ヲ翹望致シ居ル次第ナリ

尚統制ニ関スル主ナル協定事項ヲ掲クレハ左ノ如シ

- 一 清酒一升金一円以上ノコト、但シ新酒ハ金九十錢以上
- 二 協定価格ヲ破リタルモノハ絶対取引セサルコト
- 三 醸造家側ニ於テ小売古酒一升一円以下ニ販売シタルトキハ販売者ハ取引セサルコト
- 四 酒商組合ニ加盟セサルトキハ卸売取引ヲ爲ササルコト
- 五 組合地区ヲ五区ニ分チ各区ニ販売統制委員ヲ置キ常ニ監視ヲナスコト
- 六 酒ニ對シ割引又ハ景品付其ノ他組合セ売出ヲ禁止スルコト
- 七 慣習上ノ「カンツ」(振舞酒) 及酒糟ノ景品ヲ禁止スルコト
- 八 料理業、飲食店ニ販売スル樽売ハ大樽ニ限り一升当り五錢引トス
- 九 ニツ火酒其ノ他格下酒ノ決定ヲ受ケタルモノハ格下酒ノマークヲ貼付スルコト
- 十 違約者命セラレタル処分事項ヲ履行セサルトキハ保証金ヲ没收ス
- 十一 統制會未設置ノ地方ニ對スル商取引ニ関シテハ緊密ナル連絡ヲトリ協定実行ニ極力努ムルコト

代表的組合調査事項

一 組合ノ名称	新潟県酒類販売統制組合新潟支部	北信酒類販売統制會	西三酒類販売統制會
二 組合設立年月日	昭和二二、六、一七日	昭和一一、九、二一日	昭和一一、三、二六日
三 許可ノ有無	無シ	無シ	無シ
許可アリトスレハ	申合組合	申合組合	申合組合

根拠法令 四 專業ノ概要 五 其ノ他参考事項	別紙規約ノ通 県単位ヲ以テ組合ヲ組織シ稅務署 毎ニ支部ヲ設ク	紙会則ノ通 特別事項ナシ	紙会則ノ通 特別事項ナシ
------------------------------	--------------------------------------	-----------------	-----------------

(平19東京1454)

14 昭和12年10月 酒類ノ生産統制ノ件

閣第六七二号

昭和十二年十月十八日

東京稅務監督局 圖

稅務署長殿

酒類ノ生産統制ニ關スル件

九月十五日付閣第六〇一号ヲ以テ昭和十二年酒造年度酒類生産統制ニ關スル件通牒致置候処、今回別紙ノ通具體的実行方法決定ノ旨酒造組合中央会長ヨリ之カ実行ニ關シ稅務官庁ノ援助ヲ懇請勞々報告有之候條、署トシテハ組合ノ自治的ニ行フ統制行爲ヲ公正適美ナル態度及方法ヲ以テ監督並ニ援助セラレ度右通牒候也

追テ府県酒造組合又ハ酒造組合聯合会ヨリ總會又ハ統制委員會ニ出席方懇請アリタル場合ニ於テハ、可成出席シテ指導及援助セラルヘク、其ノ際ノ管外出張ハ本通牒ニヨリ予メ認可致シ置キ候間、了知相成度

[別紙]

昭和十二年酒造年度酒類生産統制ニ關スル件

本月七日閣議ノ評議員会ノ決議ニ基キ、昭和十二年酒造年度ニ於ケル酒類ノ生産統制ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

- 一 昭和十二年酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ハ清酒、連続式蒸餾機ニ依リ製造スル焼酎及新式味淋トス
- 二 昭和十二年酒造年度ノ酒類生産石數ハ酒類毎ニ昭和十一年酒造年度ノ製成石數ノ実績ト同一石數トシ、統制規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ配分ス

尚ホ別段ノ決定ヲ為シタルモノノ左記ノ通ニ付キ、夫々適當ニ処理相成タシ

- 一 輸移出石數(製造者カ戻稅ヲ受ケタル石數ニ限ル)ハ十一年酒造年度ノ実績ヲ超ヘテ十二年酒造年度ニ輸移出ヲ為シタルモノハ其ノ超過石數ニ付キ十三酒造年度ニ於テ増石ヲ認メ、減石シタルトキハ十三酒造年度ニ於テ其ノ石數ヲ減少スルコト

(故ニ昭和十二年酒造年度ノ配分ニハ關係ナク、実行ハ十三酒造年度配分ノ時ヨリトス)

- 二 本酒造年度ニ限り、各酒造組合毎ノ配分石數ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石數ヲ限度トシテ特ニ増石ヲ認ムルコト

右増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄稅務署長ト協議ノ上左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

- (イ) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト
- (ロ) 其ノ人員ハ全組合員ノ三分ノ一以内ノ者タルヘキコト
- (ハ) 組合員三分ノ一ト雖モ、之ヲ平等又ハ比例配分ヲ為スコトヲ得サルコト
- (ニ) 一千石以上ヲ為ス組合員ニ対シテハ特殊事情アルモノ之ヲ認メサルコト

- (カ) 右ノ石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルコトヲ得サルコト
- (ク) 右増石承認ノ結果、其ノ組合員ノ製造石数カ一千石ヲ超過スルトキハ、之ヲ一千石ニ止ムルコト
- 三 新ニ免許ヲ得タルモ前年度ノ実績ナキ者ニ就テハ左ノ方法ニ依リ其ノ生産石数ヲ決定スルコト
 - (イ) 承継免許者(他人ノ酒造場ヲ買取リタル者又ハ其ノ他組織変更ニ依ル新免許) ハ其ノ製造場ニ於ケル最近ノ実績ニ依ルコト
 - (ロ) 既免許者ニシテ拡張ヲ目的トシ、別ニ製造場ノ新規免許ヲ受ケタルトキハ、其ノ製造場ノ能力ノ二分ノ一ノ範囲内ニ於テ生産石数ノ決定方ヲ稅務当局ニ依頼スルコト、但シ増加石数ハ五百石ヲ超ユルコトヲ得ス
 - (ハ) 其ノ他ノ新規免許ニ就テハ稅務当局ノ定ムル石数ニ依ルコト
 - 四 最近ニ於テ既ニ善意ニ製造場ノ拡張ヲ了シタル者ニ就テハ、其ノ製造場ノ能力ノ二分ノ一ノ範囲内ニ於テ生産石数ノ決定方ヲ稅務当局ニ依頼スルコト、但シ増加石数ハ五百石ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 五 休造復活ノ者ニシテ自ら其ノ製造場ニ於テ製造セムトスルトキハ最近ノ実績ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムルコト

(平19東京1454)

15 昭和13年9月 昭和十三酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法の件

間第五七八号

昭和十三年六月九日

稅務署長殿

東京稅務監督局長代理 四

九月八日東京市ニ於テ開催セラレタル酒造組合中央会評議員会ニ於テ昭和十三酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法別紙之通決定相成候
右内報候也

〔別紙〕

昭和十三酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法 (昭和十三年九月八日酒造組合中央会評議員会)

一 昭和十三酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

連続式蒸餾機ニ依リ製造スル燒酎

新式味淋

二 昭和十三酒造年度ニ於ケル各組合員ノ生産石数ニ付テハ、酒類毎ニ昭和十一酒造年度製成石数ノ実績ト同一石数

ニ左記ノ石数ヲ加算又ハ減少シタル石数ヲ以テ昭和十二酒造年度製成石数ト看做シ、之ヲ基本石数トスルコト

(一) 昭和十一酒造年度以前ノ休造者ニシテ昭和十二酒造年度ニ於テ復活ニ因リ生産シタル石数及統制規程第九条

(ロ)ニ依リ生産シタル石数ヲ加算

(二) 昭和十二酒造年度ニ於テ承継免許者(他人ノ製造場ヲ買取リタル者、又ハ組織変更等ニ因ル新規免許者)カ

其ノ製造場ニ於ケル最近ノ実績ニ依リ生産シタル石数ヲ加算

(三) 昭和十二酒造年度ニ於テ既免許者カ拡張ヲ目的トシ別ニ製造場ノ新規免許ヲ受ケ生産シタル石数ヲ加算

四 昭和十二酒造年度ニ於テ新規免許ニ因リ生産シタル石数ヲ加算

昭和十二酒造年度ニ於テ善意ノ製造場拡張ニ因リ生産シタル石数ヲ加算

(四) 昭和十二酒造年度ニ於テ善意ノ製造場拡張ニ因リ生産シタル石数ヲ加算

(六) 昭和十二酒造年度ニ於テ免許取消ニ係ル者ノ昭和十一酒造年度ニ於ケル生産石数ヲ減少

(七) 昭和十二酒造年度ニ於テ生産権ヲ永久ニ譲渡シ又ハ之ヲ譲受ケタル石数ヲ減少又ハ加算

「註」 (イ) 以上(一)乃至(四)ノ石数ハ稅務当局ノ認定シタルモノニ依ルコト

(ロ) 以上(二)乃至(四)ノ石数ニハ生産シ得ヘカリシ石数ヲ含ムコト

三 昭和十三酒造年度ニ於テ製成スヘキ生産石数ハ前項基本石数ニ対シ百分ノ十三ヲ減シタル石数ヲ限度トシ配分ス

ルコト

「註」 (イ) 各組合員ニ在リテハ其ノ製造場ノ事情ニ因リ本項ノ減率百分ノ十三以上、例ヘハ百分ノ十

五ニ相当スル減額ヲ為スコトアルモ、翌年度ノ基本石数ニハ影響ナキコト(統制規程第九條

(イ)参照)

四 昭和十三酒造年度ニ限リ各酒造組合員ニ對スル生産石数ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(一) 基本石数一千石以下ノ組合員ニ對シ前記三ニ依ル配分石数ノ外ニ各十石ヲ増加配分ヲ為スコト

基本石数一千石ヲ超ユル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石数カ、前項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少キ場合ニ在リテハ、仍ホ基本石数一千石ニ相当スル組合員ト同一ノ石数マテ増加配分ヲ為シ得ルコト

「註」 免許製造場ニケ所己上ヲ有スル組合員ニ有リテハ同一稅務署管内ナルト否トヲ問ハス、其ノ基本

石数ノ合計ニ拠リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準ス

(二) 各酒造組合毎ノ配分石数ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石数ヲ限度トシ特ニ増石ヲ認ムルコトヲ得、但シ其ノ増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄稅務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(イ) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(ロ) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得サルコト

(ハ) 基本石数六百石以上ノ組合員ニ對シテハ特殊事情アルモノヲ認メサルコト

(ニ) 右ノ増石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルヲ得サルコト

(ホ) 右増石承認ヲ得タル組合員ノ生産配分石数カ五百二十石ヲ超過スルトキハ之ヲ五百二十石ニ止ムルコト

(三) 休造復活ニ因リ自ら其ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実績ヨリ昭和十三酒造年度ノ減額歩合ヲ控除シタル石数ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムルコト

(四) 出征軍需酒トシテ昭和十二年十月一日ヨリ同十三年四月三十日迄ニ陸軍省糧秣廠、海軍省借行社、軍需部、其ノ他ノ軍需ニ納入輸出シタル石数(戻稅証明ヲ受ケタルモノニ限ル)ニ對シ百分ノ十三ヲ限度トシ、増加配分ヲ為スコト

「註」所轄酒造組合長ハ稅務署長ノ調査証明ニ依リ輸出石数ヲ確認スルコト

五 付替決議ノコト

16 昭和十四年十月 昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法の件

問第七八九号

昭和十四年十月十日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法ニ關スル件

首標ノ件ニ關シテハ九月十八日付閣第六九〇号及九月二十一日付閣第七〇五号ヲ以テ不取敢内報致シ置候処、今般別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候條、自今之ニ依リ御取扱相成度
右移牒候也

別紙

昭和十四年十月七日付 主秘第四九四号主稅局長通牒

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法ニ關スル件

首標ノ件ニ關シテハ別紙ノ通實施スルコトヲ九月二十七日付蔵稅第三〇二七号ヲ以テ認可相成候ニ付テハ、之方実行ニ關シ相當ノ援助ヲ与フルコトトシ、製造見込申告書ノ受理其ノ他ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成度、此ノ段及通牒候也

記

一 製造見込ハ統制ニ依ル配分石數ニ一致セシムルコト

- 二 統制外ノ酒類(粕取燒酎ヲ除ク)ノ製造石數ハ前酒造年度製造実績ヨリ五分程度ヲ減ジタル石數トスル様製造者又ハ酒造組合等ニ對シ考慮ヲ促スコト、但シ酒造組合又ハ同聯合会ニ於テ前酒造年度ノ製造実績ヲ超エザル程度ニ於テ製造スルコトヲ決議シタルモノニ付テハ、該決議ガ其ノ地方ノ実情ニ照シ適當ト認メラルルニ限り、強テ變更セシムルニ及バザルモノトス
- 三 割水増量ノ利益ヲ目的トシテ前酒造年度ノ製造実績ヲ超過シ濃強酒ノ醸出ヲ為サントスル製造者ニ對シテハ前酒造年度ノ製造実績ヲ限度トスル様考慮ヲ促スコト
- 四 原料米ノ精白度ニ關シテハ大体左記ニ依ラシムル様配意スルコト
 - (一) 従来使用セル原料米ノ精白度ニ比シ五分ヲ減スルコト、但シ一割ニ達セザル摺減ノモノトスルニ及バザルコト
 - (二) 所謂吟醸酒ノ醸造ニ使用スル原料米ニ付テモ三割ノ摺減ニ止ムルコト

〔別紙〕

昭和十四酒造年度生産統制並に配分方法

一 昭和十四酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フベキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

連続式蒸溜機ニ依リ製造スル燒酎

味林(年二十石未満生産スルモノヲ除ク)

二 昭和十四酒造年度ニ於ケル各組合員ノ基本石數ハ昭和十三酒造年度ノ基本石數ニ照和十三酒造年度ニ於テ休造復活、善意ノ製造場拡張、新規並ニ繼承免許及生産權ノ永久ノ譲渡又ハ譲受ケニ依ル石數ヲ減少又ハ加算シタル石

數ニ依ルコト

但シ旧式味淋ニ在リテハ昭和十一年酒造年度ノ製成実績ト同一石數ニ依ルコト、仍ホ昭和十二年又ハ十三酒造年度ニ於ケル製成実績ガ昭和十一酒造年度ノ製成実績分ヨリ多キモノニ付テハ其ノ最多額ノ石數ヲ以テ基本石數トスルコト

三 昭和十四酒造年度ニ於テ製成スベキ酒類ノ生産石數ハ基本石數ニ對シ百分ノ二十三ヲ減ジタル石數ヲ限度トシ配分スルコト

〔註〕各組合員ガ自己ノ都合又ハ其ノ製造場ノ事情ニ依リ減額ヲ為スコトアルモ翌年度基本石數ニハ影響ナキ

コト(統制規程第九條(イ)参照)

四 昭和十四酒造年度ニ限り各酒造組合員ニ對スル生産石數ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(一) 基本石數一千石(但シ味淋ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ニ對シ前記三ニ依ル配分石數ノ外ニ各十石(味淋ニ在リテハ各三十石)ヲ増加配分ヲ為スコト

基本石數一千石(味淋ニ在リテハ二百石)ヲ超ユル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石數ガ前項ニ依リ増加セラレタル基本石數一千石以下(味淋ニ在リテハ二百石以下)ノ組合員ノ生産配分石數ヨリ少キ場合ニ在リテハ、基本石數一千石(味淋ニ在リテハ二百石)ニ相当スル組合員ト同一ノ石數迄増加配分ヲ為シ得ルコト

〔註〕免許製造場ニテ所以上ヲ有スル組合員ニ在リテハ同一稅務署管内ナルト否トヲ問ハズ、其ノ基本石數ノ合計ニ拠リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準ズ

(二) 各酒造組合員ノ總配分石數ヲ超ヘテ其ノ百分ノ一以内ノ石數ヲ限度トシ特ニ増石ヲ認ムルコトヲ得、但シ其

ノ増石承認ハ各酒造組合員ニ於テ所轄稅務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(イ) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(ロ) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得ザルコト

(ハ) 基本石數六百石以上(味淋ニ在リテハ)百二十石以上ニノ組合員ニ對シテハ特殊事情アルモノヲ認メザルコト

(ニ) 右ノ増石數ハ他ノ組合員ニ譲渡スルヲ得ザルコト

(四) 休造復活ニ因リ自己ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実績石數ノ範圍内ニ於テ其ノ生産石數ヲ認ムルコト

付帯決議

一 今後ニ於ケル時局又ハ社会情勢ノ急激ナル變動或ハ政府ノ命令ニ因リ本決議ニ對シ修正ヲ為スノ必要アリト認めタル場合ニ於ケル緊急ノ措置ハ総テ之ヲ會長ニ一任スルコト

二 大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ當リ字句ノ修正ヲ要スル場合アリタルトキハ本決議ノ主旨ニ違背セザル範圍ニ於テ之ヲ會長ニ一任スルコト

三 昭和十四酒造年度ニ於テ生産激減ノ結果販売數量ノ欠乏ト偏在ヲ調節シ關係業者ノ安定ヲ図ル為メ、既往三ヶ年以上継続シ堅実ナル販売取引ヲ為セル向ニ對シテハ其ノ三ヶ年平均數量ノ五割ヲ優先的ニ配給スルコトトシ、各自ニ於テ適當ナル方法ノ下ニ善処スルコト

四 昭和十四年十月一日ヨリ同十六年三月ニ至ル迄ハ過去ノ実績ニ応ジテ庫出ヲ按分調整シ、且月割配給ノ方法ヲ以テ配給ノ円滑ヲ図ルコト

17 昭和14年11月 昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法変更の件

昭和十四年十一月二十八日 間秘第一一三号本局通牒

昭和十四酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法変更ニ関スル件

昭和十四酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法ニ関シテハ十月十二日付間秘第一〇〇号ヲ以テ通牒致置候処、本件ニ付テハ刻下ノ緊迫セル食糧対策ニ順応シ、更ニ減釀率引上ケノ余儀ナキニ立至リ、去ル十七日酒造組合中央会評議員会ニ於テ別紙ノ議之ヲ改訂シ、目下大蔵省ニ対シ認可申請中ノ趣ニ有之候条、減釀率等確定次第不日之方取扱ニ関シ通牒ノ見込ニ有之候へ共、一般四團ノ情勢ニ鑑ミ業者ノ原料購入其ノ他操作上後日釀造ヲ来サシメサル様、特ニ考慮ノ上善処相成様致度
右通牒候也

昭和十四酒造年度生産統制並ニ配分方法中改正ノ件

決議ノ一ヲ左ノ通改正スルコト

一 昭和十四酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

味淋

焼酎(粕取焼酎ヲ除ク)

決議ノ二中「旧式味淋」ノ次ニ「及ヒ旧式焼酎」ヲ加フ
決議ノ三ヲ左ノ通改正スルコト
三 昭和十四酒造年度ニ於テ製成スヘキ酒類ノ生産石数ハ基本石数ニ対シ左ノ割合ヲ減シタル石数ヲ限度トシ、配分スルコト

清酒	百分ノ四十八
味淋新式	同 二十三
旧式	同 三十五
焼酎新式	同 二十三
旧式	同 二十五

決議ノ四ノ(一)ヲ左ノ通改正スルコト

(一) 基本石数一千石(但シ味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ニ対シ前記三ニ依ル配分石数ノ外ニ各二十石(味淋及焼酎ニ在リテハ各五石)ヲ増加配分スルコト、但シ増加配分ノ結果基本石数ヲ超過スル場合ハ基本石数ニ止ムルコト
基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ヲ超ユル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石数カ前項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少キ場合ニ在リテハ、基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ニ相当スル組合員ト同一ノ石数迄増加配分ヲ為シ得ルコト

付帯決議中改正ノ件

昭和十四年九月十六日付特決議ノ三中「ノ五割ヲ」ヲ「ニ成シ」ト改ムルコト
付特決議

- 一 濁酒及白酒ニ付テハ特ニ此ノ際其ノ生産數量ノ多カラサルト其ノ特異性等ヲ考慮シ、強制的ニ生産統制ヲ行ハサルコトトシタルモ、他ノ酒類トノ權衡ヲモ考慮シ、自衛的ニ相当ノ減産ヲ為スコト
- 二 昭和十四酒造年度生産ニ係ル酒類ノ台湾、朝鮮、樺太、関東州、満州及支那ヘノ輸移出酒ハ前年実績ノ五割以内ニ制限シ、実績ナキ者ハ新規ニ輸移出セサルコト
- 三 官命又ハ協約ニ依ル減産歩合ノ変更又ハ改廃並ニ生産統制方法ノ変更又ハ官治統制トナリタル場合ノ緊急ノ措置及減産ニ依ル善後措置ハ凡テ会長ニ一任スルコト
- 四 新式焼酎ニ対シテハ特ニ本年度ニ限り基本石數千分ノ五以内ヲ限度トシ造石ヲ認ムルコト得、但シ其ノ造石承認ハ中央会長ニ於テ大蔵当局ト協議ノ上之ヲ為スコト
- 五 新式焼酎及ヒ新式味淋ニ対シテハ制限外生産又ハ制限撤廃ニ依ル増産ヲ認ムルコトヲ得ルコトトシ、其ノ増産石數ハ之ヲ中央会ニ移譲セシメ、中央会ハ之ヲ清酒業者並ニ新式焼酎業者又ハ味淋業者ニ配分スルコト、但シ此ノ場合ニ於ケル供給及配分ニ關スル必要ナル措置ハ凡テ之ヲ会長ニ一任スルコト

以上

(平12東京204—4)

18 昭和十四年12月 酒類配給等の件

間第一二一七号

昭和十四年十二月十九日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

酒類ノ配給等ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ今般主稅局長ヨリ別紙ノ通過牒有之候条、委曲右ニテ御了知ノ上此ノ旨貴管下酒造業者並ニ酒造組合ニ対シ通達方御取計相成度
右通牒候也

追而本件通牒追書記載事項ニ付テハ其ノ時々申報(簡易ナル情報程度ニテモ可ナリ)スルハ勿論ナルモ、特ニ鉾山、工場等下級労働者ノ集団地域ヲ管轄スル稅務署ニアリテハ一般ノ意向ニ注意ヲ払ヒ、配給不円滑等ノ為異常ナル言説、行動等ノ事アリタル場合ハ、時ヲ遷サズ適當ノ方法ヲ以テ実情調査ノ上申報相成度、尚此ノ際貴管下主要ナル酒類販賣業者數名ニ付其ノ取引系統、買入価格及現在石數等ヲ調査シ報告相成度、此ノ段申添候

〔別紙〕

主秘第六〇一号

昭和十四年十二月十五日

主稅局長 大矢半次郎 印

東京稅務監督局長 中村重喜殿

酒類ノ配給等ニ關スル件

酒類ノ製造高ニ付テハ國民糧食ノ確保ニ資スルノ必要ヨリ高度ノ減縮ヲ行フコトト相成候結果、之ガ製造、販売及消費ノ各部門ニ對シ諸種ノ影響ヲ及ボスコトト思料致候モ、斯ル情勢下ニ在リテハ或ハ製造者及販売業者ガ其ノ取引ヲ為スニ當リテ売惜若クハ買溜ヲ為シ、又ハ不当ナル價格ヲ以テスル等ノ虞モ有之ベクト被存候処、若シ製造者ニシテ如斯ヲ敢テ為ス者有之候テハ現下ノ諸情勢ニ顧ミ甚ダ遺憾トスル所ニ有之候ニ付、本件ニ關シテハ特ニ製造者及酒造組合等ニ對シスルコトナキ様充分ナル考慮ヲ促シ、左記事項ヲ遵守セシムル等可然御配意相成様致度、此ノ段及通牒候也

追而酒類ノ減額ニ關連スル諸種ノ問題及一般ノ意向等ニシテ參考トナルベキモノニ付テハ其ノ要領ヲ時々速ニ御報告相成度（簡易ナル情報程度ニテモ可ナリ）、尚此ノ際相當石數ノ酒類ヲ所持スト認メラルル販売業者ニ付テハ其ノ取引系統、買入價格及現在石數ヲ調査シ時々御報告相成度申添候

記

一 取引ハ成ルベク從來ノ取引系統ニ依ルコト（本年度生産統制並ニ配分方法ニ關スル付帯決議參照）

二 毎月ノ蔵出數量ハ過去ノ実績ニ応ジ調節シテ売惜ヲ為サザルコト（本年度生産統制並ニ配分方法ニ關スル付帯決議參照）

三 販売價格ハ公定價格若クハ九・一八價格ヲ嚴守スルコト

（平19東京1454）

19 昭和15年10月 昭和十五酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法の件

昭和十五年十月十六日 閣秘第一〇六号本局通牒

昭和十五酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ酒造組合中央會ニ於テ別紙ノ通（議案）決議シ、目下之ガ認可申請中ノ趣ニ有之候ニ付テハ近日中認可相成ヘキ事ト被存候処、之ガ施行方ニ關シテハ別紙趣旨（多少變更アルヘキ見込）ヲ予メ研究置相成度右通牒候也

第一 昭和十五酒造年度酒造組合中央會酒類生産統制ノ件

一 方針

(一) 現下ノ米穀需給狀況ニ鑑ミ清酒ノ使用原料玄米石數（糯米ヲ含ム）ニ付テハ前年通三百万石以内ニ把握クコトト相成リタルヲ以テ

(イ) 各製造者毎ノ生産統制基準配分石數ハ之ヲ前酒造年度ノ配分石數決定方法ト同様ノ方法ニ依リ之ヲ定ムルコトトシ

(ロ) 別項記載ノ如ク各製造者ニ對シ使用原料玄米石數ヲ割当スルコトトナリタルヲ以テ、右割当玄米石數ノ範圍内ニ於テ技術ノ改良、其ノ他總ニル方策ヲ講シ可及的ニ製造石數ヲ増加セシムル方針ヲ採リ、前記基準石數ニ對シ特別増加配分ヲ認メタルコト

(二) 味淋及米取焼酎ニ付テモ前記米穀事情等ニ依リ使用原料玄米石數（糯米ヲ含ム）ニ付テハ各製造者毎前年実績石數以内ニ把握カルルコトト相成リタルヲ以テ、生産統制配分石數ニ付テハ清酒ト同様ノ方針ニ出ツルコト

二 味淋ノ減産割合百分ノ三十八前酒造年度減産割合、新式味淋百分ノ二十三、旧式味淋百分ノ三十五ノ平均ニ依リタルモノナルコト

三 別紙三及四ニ依ル基準配分石数ノ配分方法ハ前酒造年度配分石数ノ配分方法ト同様ナルコト、但シ別紙四ノ(三)ニ依ル軍需酒割増加配分石数ノ増石ヲ受クル者アルヘキコト

四 昭和十五酒造年度限りノ特別配分ニ関シテハ左記ニ依ルコト

(イ) 割当原料玄米石数使用ノ範圍内ニ於テ技術ノ改良進歩ヲ図リ、又ハ仕込方法ヲ変更スル等ノ方法ヲ講シテ基準配分石数ヲ超エ製造スルトキハ、当該基準石数ノ百分ノ五以内ノ石数ハ別段ノ手続ヲ要セズシテ当該石数ノ特別配分ヲ受クルモノナルコト

(ロ) 前同様ノ施設変更ヲ加ヘ基準石数ニ対シ百分ノ五ヲ超過スル製造石数アリト認めラルル場合ハ、予メ所轄稅務署長及所屬組合長ノ正当ナル事由ニ因ル旨ノ証明アリタル石数ニ限り、更ニ当該石数ノ特別配分ヲ受ケタルモノナルコト

(ハ) 右(ロ)号ノ証明ニ付テハ諸般ノ調査ヲ遂ケ適実ナリト認めラルル石数ニ限り其ノ証明ヲ為スコト、此ノ場合ニ於ケル証明ノ原因ハ大体左記ノ如クナルヘキコト

(1) 搗精歩合低下ニ依ル白米使用高ノ増加ニ基クモノ

(2) 割当原料玄米石数ガ前酒造年度ノ使用原料玄米石数ヲ超過シタルニ因ルモノ

(3) 汲水歩合ノ増加ニ依ルモノ

(4) 完全醱酵ノ方法ヲ講スル等粕歩合ノ減少ヲ見ルニ因ルモノ

(5) 前酒造年度使用原料高ニ比シ清酒粕、白糠、其ノ他代用原料ヲ使用スルニ因ルモノ

前記白糠ノ使用ニ付テハ昭和七年二月蔵稅第二六〇号通牒ノ次第モ有之、醸造安全ヲ期シ得ラルルモノニ付テノミ之方使用ヲ容認スルコト

第二 原料玄米ノ配給及割当ニ關スル件

昭和十五酒造年度酒造米ニ付テモ本年八月農林省令第七十四号臨時米穀配給統制規則ニ拠リ配給ヲ受クルコトトナリ、且昭和十五酒造年度酒類生産統制配分方法ノ決定アリタルヲ以テ、此等ノ趣旨ニ從ヒ酒造組合、同聯合會及同中央會ニ於テ左記各項ニ依リ各製造者ニ對スル割当乃至配給ノ確保ヲ期スルコトトナリタルヲ以テ、之ガ実行方ニ關シテハ相当援助ヲ与フルコト

一 原料玄米割当方法

(一) 清酒

各製造者毎ニ

(イ) 原料玄米二百万石ノ内約百万石ヲ昭和十五酒造年度基本石数ノ全国ニ於ケル總基本石数ニ對スル割合ニ依リ計算シタル石数

(ロ) 残額約百万石ヲ前酒造年度實際使用玄米石数(前配分石数ト今配分石数トヲ異ニスルトキハ適當ナル補正ヲ行フ)ノ同全国ニ於ケル總使用石数二百万石ニ對スル割合ニ依リ按分シタル石数ヲ合算シテ割当配分スル方針ナルコト

(二) 味淋、白酒、濁酒及焼酎ニ付テハ別紙原料米割当決議記載方法通ナルコト

(三) 右割当決定ノ形式トシテハ酒造組合中央會ニ於テ道府縣聯合會ニ對シ当該道府縣ノ割当量ヲ決定シ、道府縣聯

合会ニ於テ單位組合毎割當量ヲ決定シテ各單位組合ニ於テ組合員ニ對スル割當量ヲ決定スルコト
酒造組合等ニ於テ前年使用原料玄米石數等ニ付必要アル場合ハ可及的ニ便宜ヲ与ヘ、調査ヲ敏速ニ終了セシ
ムル様御配慮相成度キコト

二 原料米配給方法

- (一) 酒造組合中央会ニ於テ各道府県毎割當量ヲ農林省ニ申告シ同省ニ於テ各地方庁ニ之ヲ移牒スルコト
 - (二) 酒造用原料玄米配給ノ根本方針トシテハ各道府県内ニ於テ使用スル分ニ付自給自足ノ方策ヲ講スルコト
 - (三) 道府県内ノ産米配給方法ハ酒造組合聯合会（府県ヲ区域トスル酒造組合ヲ含ム）ニ於テ販売組合聯合会又ハ府県米穀商統制団体ヨリ購入ノ斡旋又ハ共同購入ヲ為シ、單位組合ヲ通シ又ハ通セスシテ各酒造組合員ニ對シ配給ヲ行フヲ原則トスルコト
 - (四) 道府県外移入米ノ配給方法ハ酒造組合聯合会ニ於テ全国販売組合聯合会ヨリ購入ノ斡旋又ハ共同ノ購入ヲ為シ、前同様ノ方法ニ依リ各酒造組合員ニ配給スルコト
- 道府県内外移出入米ノ割當其ノ他ノ計画ニ付テハ酒造組合中央会ニ於テ全販聯ト協議シ、其ノ結果ヲ道府県聯合会ニ移牒スルコト

第三 昭和十五酒造年度清酒、濁酒、白酒、味淋及焼酎ノ製造方針ニ關スル件

- 一 製造石數ニ付テハ左記ニ依ルコト
- (一) 清酒、味淋及米取焼酎ニ付テハ酒造組合中央会ノ生産統制石數ニ依ルコト
- (二) 米取焼酎ニハ所轄混合取ヲ含ムモノトシテ取扱フコト
- (三) 濁酒及白酒ニ付テハ各製造者毎前年度使用原料玄米石數ノ範圍内ニ於テ其ノ製造石數ヲ認ムルコトトシ、仕

込配合等ニ變更ナキ限り前酒造年度製造実績石數ニ依ラシムルコト

- (二) 清酒原料米ノ搗精ニ付テハ左記ニ依ルコト
- (一) 各酒造業者毎ニ大体前年搗精平均歩合ヨリ二分程度ヲ低下セシムル方針ヲ採ラシムルコト、但シ製造ノ実情ニ依リ低下セシムルノ必要ナシト認メラレタル場合ハ此ノ限りニ非サルコト
- (二) 最高搗精歩合ヲ二割五分ニ制限スルコト
- (三) 最低搗精歩合ハ一割以下ニ下ラシメサルコトヲ得ルコト
- (四) 前酒造年度ノ平均搗精歩合一割二分以下ノ者ニ對シテハ其ノ平均搗精歩合一割二分迄増加スルコトヲ容認シ得ルコト

(四) 米穀搗精等制限令ノ施行方ニ關シテハ農林省ト協議ノ上通牒見込ナルコト

〔別紙〕

議案

昭和十五酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法ニ關スル件

一 昭和十五酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

味淋

焼酎（米取焼酎ニ限ル）

二 昭和十五酒造年度ニ於ケル各組合員ノ基本石數ハ昭和十四酒造年度ノ基本石數ニ昭和十四酒造年度ニ於テ休造復

活、善意ノ製造場拡張、新規並ニ繼承免許及生産権ノ永久ノ譲渡又ハ譲受ケニ依ル石数減少又ハ加算シタル石数ニ依ルコト

三 昭和十五酒造年度ニ於テ製成スヘキ酒類ノ生産石数ハ基本石数ヨリ左ノ割合ニ依ル石数ヲ減シタル石数ヲ限度トシ配分スルコト

清酒 百分ノ四十八

味淋 同 三十

焼酎(米取焼酎ニ限ル) 同 十三

「註」各組合員ガ自己ノ都合又ハ其ノ製造場ノ事情ニ依リ減額ヲ為スコトアルモ翌年度基本石数ニハ影響ナキ

コト(統制規定第九条(イ)参照)

四 昭和十五酒造年度ニ限リ各酒造組合員ニ対スル生産石数ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(一) 基本石数一千石(但シ味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ニ対シ前記三ニ依ル配分石数ノ外ニ各二十石(味淋及焼酎ニ在リテハ各五石)ヲ増加配分スルコト、但シ増加配分ノ結果基本石数ヲ超過スル場合ハ基本石数ニ止ムルコト

基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ヲ超ユル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石数ガ前項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石以下(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石以下)ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少ナキ場合ニ在リテハ、基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ニ相当スル組合員ト同一ノ石数迄増加配分ヲ為シ得ルコト

前二項ノ配分ニ付免許製造場ニテ所以上ヲ有スル組合員ニ対シテハ同一稅務署管内ナルト否トヲ問ハス其ノ

基本石数ノ合計ニ抛リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準ズ

(一) 各酒造組合毎ノ總配分石数ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石数ヲ限度トシ特ニ増加ヲ認ムルコトヲ得、但シ其ノ増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄稅務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(イ) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(ロ) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得ザルコト

(ニ) 基本石数六百石以上(味淋及焼酎ニ在リテハ百二十石以上)ノ組合員ニ対シテハ特殊事情アルモ之ヲ認メザルコト

(三) 右ノ増石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルコトヲ得ザルコト

(四) 昭和十六年度(昭和十七年度)軍需酒トシテ陸海軍ニ納入スベキ石数ヲ本会ヨリ割当スベキ者ニ対シテハ左ノ割合ニ依ル増加配分ヲ為スコト

(イ) 昭和十五年中ノ割当石数ガ昭和十三酒造年度納入額ノ六割(供出義務石数ト称ス)以上ナリシ者ニ対シテハ供出義務石数ヲ超過シタル石数ノ三割ニ相当スル石数

(ロ) 昭和十三酒造年度中納入実績ナク新規割当ヲ受ケタル者ニ対シテハ割当石数ノ三割ニ相当スル石数

五 昭和十五酒造年度ニ限リ左ノ特別配分ヲ為スコト

(一) 使用原料米石数ヲ増加スルコトナク技術ノ進歩改良ヲ図リ又ハ仕込方法ヲ変更スル等ノ方法ヲ講ジ三及四ニ

依ル配分石数ヲ超エテ製造スル者ニ対シテハ其ノ超過石数ガ三及四ノ配分石数ノ百分ノ五ヲ超エザル石数

(二) 五ノ(一)ニ依リ製造スル石数ガ配分石数ノ百分ノ五ヲ超過スル場合ハ所轄稅務署長及所屬組合長ノ正当ナル事由ニ依ル旨ノ証明アル石数

六 休造復活ニ因リ自己ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実蹟石数ノ範圍内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムル
コト
付帯決議

一 大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ當リ字句ノ修正ヲ要スル場合アリタルトキハ本決議ノ主旨ニ違背セザル範圍内ニ於テ之ヲ會長ニ一任スルコト

原料割当ニ関スル決議

一 使用原料米ハ左ノ方法ニ依リ本会ニ於テ各道府県ノ割当ヲ決定スルコト

(一) 清酒

イ 全割当量ノ半額ヲ全国平均割

ロ 全割当量ノ半額ヲ前年度使用実蹟割

(二) 味淋

イ 新式味淋ニ対シテハ前年度使用実蹟石数ノ千分ノ九〇九

ロ 新式味淋ニ対シテハ前年度使用実蹟石数ノ千分ノ一〇七七

(三) 白酒、濁酒並ニ焼酎

前年度使用実蹟石数

二 各道府県聯合会ニ於テハ本会ノ割当額及方法ニ基キ各單位組合毎ノ割当ヲ決定スルコト

三 各單位組合ニ於テハ聯合会ノ割当額及方法ニ基キ各個人別ノ割当ヲ決定スルコト

(平12仙台204—4)

20 昭和16年8月 酒類配給機構整備の件

昭和十六年八月十六日 蔵税第二八四三号主税局長通牒

首標ノ件ニ関シ別紙ノ通本日地方長官宛通牒致置候条御了知ノ上關係地方庁トヨク協議ヲ為シ、田滴且急速ニ万般ノ準備ヲ進ムル様御取計相成度、此ノ段及通牒候也

(別紙)

昭和十六年八月十六日

大蔵省主税局長

農林省食品局長

各地方長官宛

酒類配給機構整備ニ関スル件

酒類ノ生産激減ニ伴フ需給關係ノ調整及配給ノ規正ニ関シテハ予テ種々御配慮相煩居候処、今般大蔵、農林両省協議ノ上別紙一ノ要領ニ依リ酒類配給機構ノ整備ヲ実行致スコトト相成リ、差当リ清酒、合成清酒及焼酎ニ付道府県毎ニ地方販売統制機關トシテ道府県酒類販売統制会社ヲ設立スルコトヲ原則トシ、遅クモ十一月一日ヨリ新機構ニ依ル配給開始ノ予定ヲ以テ急速ニ其ノ整備ヲ図ラシムルコトト致度ニ付テハ右会社設立ニ関シ格別ノ御援助相煩度、尚右要綱ニ依ル道府県酒類配給協議会ノ設置ニ関シテハ別紙二ノ地方種類配給協議会内規ノ要領ニ基キ、所轄財務局長トヨク協議ノ上委員及幹事ノ選任等万般ノ準備ヲ整へ、其ノ円滑ナル運用ニ依リ貴管内ニ於ケル酒類ノ配給ニ支障ナカラシムル様御取計相成度、此ノ段及通牒候也

酒類配給機構整備案要綱

一 趣旨

酒類生産高ノ激減ニ伴フ需給關係ノ逼迫ト国民生活上ニ於ケル酒類ノ必要性トニ鑑ミ、酒類ノ需給關係ヲ調整シ、其ノ配給ノ適正ヲ期スルヲ爲シ、系統的組織ノ下ニ計画的ニ富メル合理的配給ノ方法ヲ講ジ、併セテ国家財政上ノ必要ヲ充足スルニ支障ナカラシムルヲ以テ目的トス

二 基本方針

- (一) 時局下ニ於ケル生産力拡充事業等ニ従事スル勞務者、農山漁村民、其ノ他一般家庭ノ消費スル酒類ニ付其ノ配給ヲ確保スルト共ニ、料理店、飲食店等奢侈の性質ヲ有スル場所ニ於ケル酒類ノ消費ヲ出来得ル限り抑制スル方針ノ下ニ配給計画ヲ樹立スルコトトシ、其ノ実行ヲ確實且能率のナラシムルヤウ配給機構ノ整備ヲ行フコト
- (二) 配給機構ノ整備ニ当リテハ國家經濟体制ノ整備進展ニ順応セシムルヲ爲シ、配給機構ノ組織ヲシテ出来得ル限り系統的且合理的のナラシムルヤウ考慮スルト共ニ、必要ナル配給方法ノ改善ヲ行フコト
- (三) 酒類ノ配給事務ハ配給機關ヲシテ成ルベク自主的ニ計画及実行ノ任ニ當ラシメ其ノ創意ト責任トニ於テ最大ノ効率ヲ發揮セシムルコトトシ、關係官庁ニ於テハ必要ナル監督ヲ行フコト
- (四) 配給機構ノ整備ニ当リテハ現在ニ於ケル当業者ノ利益ヲ保持セシムルコトニ努メ、機構整備ニ伴ヒ生ズルコトアルベキ不利益ニ対シテハ本機構整備ノ趣旨ニ照シ出来得ル限り之ヲ救済スルノ方法ヲ講ズルコト
- (五) 配給機構ノ整備ハ差当リ清酒、合成清酒及焼酎ニ付之ガ実現ヲ図ルコトトスルコト

三 配給機構ノ概要

- (一) 中央ニ全國販売統制会社ヲ、道府県ニ道府県販売統制会社ヲ設立スルコト、但シ地方ノ実情ニ依リニ以上ノ道府県ヲ以テ一会社ヲ組織シ、若クハ一道府県内ニ二以上ノ会社ヲ設置スルヲ妨グズ、又ハ会社ヲ設置セズシテ他ノ機關ヲ利用スルコトアルベキコト
- 全國販売統制会社ハ全國ニ亘ル酒類配給統制計画及其ノ実行ノ任ニ當リ、道府県販売統制機關ハ道府県内ニ於ケル酒類配給統制ノ計画及其ノ実行ノ任ニ當ルコト
- 前項ニ於テ酒類トアルハ清酒、合成清酒及焼酎ヲ謂フモノナルコト、以下之ニ同ジ
- (二) 全國及道府県ノ販売統制機關ハ各酒類ヲ包容シタル單一会社タルコトヲ原則トスルコト
- (三) 酒類製造者ハ其ノ製造シタル酒類ヲ總テ全國販売統制会社ニ売却スルコト
- (四) 全國販売統制会社ハ道府県毎ニ酒類ノ一般用及業務用別配給數量ヲ割當テ、之ヲ道府県販売統制機關ニ売却スルコト
- 前項ニ依リ売却スベキ酒類ハ全國販売統制会社ノ指定スル製造場又ハ貯蔵場ヨリ之ヲ供給スルコト
- (五) 道府県販売統制機關ハ当該地域内ノ小売業者ニ對シ一般用酒類ノ配給數量ヲ割當テ、之ヲ小売業者ニ売却スルコト
- 道府県販売統制機關ハ当該地域内ノ業務用酒類供給団体ニ對シ業務用酒類ノ配給數量ヲ割當テ、之ヲ右団体ニ売却スルコト(後述六ノ(三)参照)
- 小売業者又ハ接客業者等ニ對スル酒類ノ出荷配達ノ実務ハ道府県販売統制会社ノ指令ニ基キ其ノ小地区配給所(支店、出張所又ハ荷扱所)ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコト

(丙) 現在ノ小売業者（製造者又ハ卸売業者ニシテ小売ノ実蹟ヲ有スル者ヲ含ム）ニ付テハ従来ノ業態ヲ存続セシメ、漸次合理的ニ其ノ整備ヲ図ラシムルコトトシ、卸売等ノ中間業態ハ之ヲ道府県販売統制機関ニ統合スルコト

(丁) 農山漁村等ニ於ケル配給ニ付テハ一般小売商等ノ外、配給ノ実蹟アル産業組合又ハ漁業組合等ノ機構ハ之ヲ利用スルコト

(戊) 中央ニ中央酒類配給協議会ヲ、道府県ニ道府県酒類配給協議会ヲ設ケ、配給統制ノ事務ニ参画スルコト

四 全国販売統制機構

(一) 全国販売統制会社ノ構成

各道府県販売統制会社及酒類製造者ノ団体等ヲシテ構成セシムルコト

(二) 全国販売統制会社ノ機能

(1) 全国ニ於ケル酒類ノ生産及消費ノ状況ヲ稽查シ道府県毎ニ一般用及業務用別配給割当数量ヲ決定スルコト
軍需酒、輸移出酒、其ノ他特定ノ用途アル酒類ノ配給ニ付テハ全国販売統制会社ニ於テ別途ニ計画ヲ樹ツルコト

第一項ノ割当数量ノ決定ニ付テハ人口既往ニ於ケル消費ノ実蹟及爾後ノ事情ノ変更等ヲ参酌スルコトトシ、決定前中央酒類配給協議会ノ議ヲ経ルコトトスルコト

(2) 生産、消費及輸送ノ状況ヲ勘案シ当該道府県ニ対スル配給割当数量ヲ供出スベキ道府県ヲ決定スルコト
生産地下消費地下ノ運搬ニ付テハ容器、荷造、運送、従来ノ取引系統等ノ關係ヲ考慮シ最モ合理的ニ計画スルコト

(三) 中央酒類配給協議会ノ構成

大蔵次官ヲ會長トシ、大蔵省、農林省等ノ關係局長、生産者中央団体代表者、販売統制機関代表者、小売業者中央団体代表者及消費者代表者等ヲ以テ組織スルコト

五 道府県販売統制機構

(一) 道府県販売統制機関ノ構成

道府県内ニ販売ノ実蹟ヲ有スル製造者及卸売業者等ヲ以テ組織スルコト

(二) 道府県販売統制機関ノ機能

(1) 全国販売統制会社ヨリ当該道府県ニ割当ヲ受ケタル配給数量ニ付道府県内ヲ区画シテ市町村単位等ノ適当ナル消費地域ヲ定メ、当該地域ニ対スル一般用酒及業務用酒ノ配給数量ノ割当ヲ行フコト

前項ノ割当数量ノ決定ニ付テハ人口既往ニ於ケル消費ノ実蹟及爾後ノ事情ノ変更等ヲ参酌スルコトトシ、決定前道府県酒類配給協議会ノ議ヲ経ルコトトスルコト

(2) 業務用酒類ノ配給ニ付テハ六ノ(一)、(三)及(四)ニ依リ一般家庭用酒類ト別個ノ配給経路ニ依リ之ヲ配給スルコト

(三) 道府県酒類配給協議会ノ構成

地方長官ヲ會長、財務局長ヲ顧問トシ、財務局代表者、道府県庁代表者、關係稅務署長、道府県販売統制機関代表者、生産者道府県団体代表者、小売業者道府県団体代表者及消費者代表者等ヲ以テ組織スルコト

六 最下部配給機構

(一) 小売部門ニ於ケル一般家庭用酒類ノ配給ニ付テハ専ラ小売業者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトトスルモ、業務

用酒類ノ配給ニ付テハ原則トシテ小売業者ノ店舗ヲ通ゼシメザルコトトシ、別個ニ配給経路ニ依リ其ノ配給ヲ規正スルコト

(二) 一般消費者ニ対スル家庭用酒類ノ配給ニ付テハ地方ノ実情ニ応ジ切符制又ハ通帳制ヲ採ル等適宜ノ方法ヲ講ジ配給ノ適正確實ヲ期スルコト

(三) 業務用酒類ノ配給ニ付テハ小地区配給所区域毎ニ從來接客業者ニ対シ販売ノ実績ヲ有シタル小売業者、卸売業者及製造者ヲシテ業務用酒類供給団体ヲ組織セシメ、当該団体ノ計算ニ於テ小地区配給所ヨリ接客業者ニ配給ヲ行ハシムルコト

別紙二

地方酒類配給協議会内規

第一 組織

左記規定ニ示ス如キ構成ニ依リ組織スルコト

○ ○ 道・府・県 酒類配給協議会規程

第一条 ○ ○ 道・府・県酒類配給協議会ハ ○ ○ 道・府・県内ニ於ケル酒類ノ配給統制ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二条 協議会ハ会長一人、顧問一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス、必要アル場合ニ於テハ隨時臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 顧問ハ ○ ○ 財務局長ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員(臨時委員ヲ含ム)ハ左ニ掲グル者ヨリ ○ ○ 財務局長及 ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事連名ニテ之ヲ囑託ス

(一) ○ ○ 道・府・県關係部課長

(二) ○ ○ 財務局關係部係長

(三) ○ ○ 道・府・県内各稅務署長

(四) 酒類製造者ノ組織スル ○ ○ 道・府・県団体關係者

(五) ○ ○ 道・府・県酒類販売統制會社代表者

(六) 酒類小売業者ノ組織スル ○ ○ 道・府・県団体關係者

(七) 其ノ他 ○ ○ 財務局長及 ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事ニ於テ適當ト認ムル者

前項ノ委員ハ ○ ○ 財務局長及 ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事協議ノ上之ヲ解囑スルコトヲ得

第六条 会長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル者會長ノ職務ヲ代理ス

第七条 協議会ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ ○ ○ 財務局高等官及 ○ ○ 道庁・府・県高等官中ヨリ ○ ○ 財務局長及 ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事連名ニテ之ヲ囑託ス(原則トシテ財務局關係部係長及道府縣稅務局長ヲ以テ之ニ充ツルコト)

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第八条 協議会ニ書記ヲ置ク

書記ハ ○ ○ 財務局判任官及 ○ ○ 道庁・府・県判任官中ヨリ ○ ○ 財務局長及 ○ ○ 道庁長官・府知事・県知事

之ヲ囑託ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二 事務

一 協議会ハ〇〇道・府・県酒類販売株式会社(仮称)ノ立案シタル毎計画期間ノ消費地域毎一般用酒類及業務用酒類別配給計画ヲ查覈シ、之ニ承認ヲ与フベキヤ否ヲ決定スルコト

二 協議会ハ前項ノ外会長ニ於テ酒類ノ配給統制上必要ト認め提出シタル事項ヲ調査審議スルコト

第三 運用方針

配給協議会ノ運用ニ付テハ財務局及地方庁官^(以下)ヨク協調シテ取進ムルコト、從テ付議事項ニ付テモ付議前幹事間ニ於テヨク協議ヲ整ヘ釐クコト

(平12仙台204―5)

21 昭和16年9月 東京市内清酒指定配給の件

簡一第三三五号

昭和十六年九月四日

東京財務局長 関

稅務署長殿

東京市内清酒指定配給ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ本月二日東京府庁會議室ニ於テ当局、東京府庁、警視庁及東京市役所ノ各關係代表者相会同シ協議ヲ為シタルニ、其ノ際決定シタル事項中左記事項ニ付テハ特ニ御留意ノ上其ノ署管内酒類配給協議会ト連絡ヲトリ、之ガ実行上万遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 購入券ノ発給ニ付テハ配給協議会ニ於テ新ニ印刷配付スル手数ヲ省略シ、目下東京市役所ニ於テ各世帯ニ配付中ノ集成切符(家庭用必需品購入票)ヲ利用スルコト、ナシタルコト
- 二 集成切符ヲ発行スルコト、ナリタルニ依リ希望一世帯当リ配給數量ヲ四合ト限定シタルコト
- 三 集成切符ノ使用券指定ニ付テハ該切符中特別配給ノ際使用スル予備券第七号票(注文券及購入券付)トスルコト
- 四 第七号票ノ利用方法ニ付テハ左記ニ依ルコト

(1) 市役所ニ於テハ区役所、町会、隣組ヲ通ジ東京市内各世帯ニ對シ購入希望世帯ハ最寄りノ酒類小売商店ニ申出デ、集成切符第七号票ニ依リ注文セラレタキ旨ノ周知方法ヲ講ズルコト

(2) 酒類小売商店ニ於テハ集成切符第七号票ノ注文券ヲ切取り、其ノ合計數量ヲ九月十六日中ニ所轄配給協議会荷扱所ニ通知シ、自己ノ取扱トナルベキ指定酒ノ受入ヲナスコト

(3) 配給協議会ニ於テ指定酒ノ荷受ヲ為シタルトキハ直ニ所轄稅務署ニ申出デ、区役所ト配給開始日ニ付打合せヲ為スコト

(4) (3)ニ依リ指定配給日確定シタルトキハ其ノ旨指定酒小売商店ニ通知シ、配給期間及価格ヲ店頭ニ掲示セシムルコト

- (5) 区役所ハ町会、隣組ヲ通シ購入希望世帯ニ対シ家庭酒配給期間(一週間)ヲ周知セシムル方法ヲ講ズルコト
- (6) 購入希望世帯ハ前記第七号票購入券ニ依リ現品ト引換ニ指定酒ノ配給ヲ受クルコト
- 五 畧別配分石数ハ前記四ノ(2)ニ依リ酒類小売商店ガ取纏メタル飲酒希望世帯合計数量トナルニ依リ、当初配分石数ニ変更ヲ来スコトアルベキコト
- 六 新聞紙上ノ発表ニ付テハ別紙要領ニ依ルコト

昭和十六年九月六日発表予定

◎東京財務局、東京府、警視庁、東京市共同発表

今日東京財務局、東京府、警視庁、東京市ノ協議ニ依リ九月分ノ家庭用清酒ヲ次ノ要領ニ依リ配給スルコトニ決定シタ

東京市内家庭用清酒配給要領

東京市内ニ割当ラレタル第二四半期家庭用特別配給清酒ノ配給日滑ヲ期スル為、左記ニ依リ割当配給ヲ為スモノトス

記

- 一 配給方法ハ東京市発行ノ家庭用必需品購入票(集成切符)ニ依ルコトトシ、注文券及購入券ハ第七号票(注文券付)ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 二 配給量ハ普通世帯中希望スル世帯ニ対シ一世帯当リ四合トス
- 三 注文券ノ提出ハ九月十日ヨリ同月十五日迄トシ、現品ノ配給日ハ各区ニ依リ異ルモ、配給開始日ノ前日迄ニ各区役所ヨリ町会、隣組ヲ通シ区民ニ通知スルモノトス

四 購入券ノ有効期限ハ配給開始ノ日ヨリ一週間トス

五 左記ノ者ハ配給店トシテ認めザルコト

イ 卸売業者

ロ 休業者

ハ 兼業者(薬屋、乾物屋、米屋、飲食店等)ニシテ、俗称量り台ヲ有セザル者

ニ 兼業飲食店ニシテ現二店小売ヲ為サザルモノ

六 水上生活者ニ対スル配給ノ日割ハ別途考慮スルモノトス

以上

(別紙)

右ニ関シ当局ノ注意事項

- 一 御希望ノ方ハ其ノ旨隣組長ニ申出デ購入券ニ所定ノ印(隣組長及町会長印)ヲ受ケルコト
- 二 券ノ切離シタルモノハ無効デスカラ其ノ儘従来取付ノ酒店へ御持参下サイ、但シ次ノ様ナ店デハ配給致シマセン
- イ 酒ノ卸売業者
- ロ 休業者
- ハ 兼業者(薬屋、乾物屋、米屋、飲食店等)デ量り台ノ設備ノ無イ店
- ニ 兼業飲食店デ量り台ノ設備ガアツテモ現二店デ小売ヲシテ居ナイ店
- 三 今度ノ配給酒ハ全部上等清酒バカリデ期間内ナラ何時デモ買ヘマス、若シ配給ヲ受ケタ酒ガ悪イ酒ノ疑ガアル様デシタラ最寄ノ警察署、若クハ稅務署ニ申出デ下サイ

- 四 購入ノ場合ニハ容器ヲ御持参下サイ、ビール樽ハ四号入りマセンカラ御注意下サイ
 - 五 引換期限ト直段ハ店頭ニ掲示シマス
- 尚当局デハ東京市外ノ地方ニ対シテモ此ノ方法ニ準ズル方法ヲ配給スル予定デアアル

(平19東京1445)

22 昭和16年11月 新機構による酒類配給実行方法の件

昭和十六年十一月十日 蔵税第四〇一八号 主税局長通牒

新機構ニ依ル酒類配給実行方法ニ関スル件

清酒、合成清酒及焼酎ノ配給ニ付テハ予定ノ通本月一日ヨリ新機構ニ依リ之ヲ行フコトト相成、着々既定ノ方針ニ依リ御実行相成居候事ト存候ニ付テハ、本日付ヲ以テ業務用酒共販組合及小売業者ニ対スル指示事項等別途通牒致置候処、今後ニ於ケル此等酒類配給規正ノ方針トシテハ少クトモ大体左記ノ趣旨ニ依リ、差当り各地方ノ実情ニ応シ適切ト認ムル方策ヲ案シ、漸次配給統制ノ目的貫徹ニ邁進スルノ態勢ヲ整フルコトトシ、出来得ル限り過渡的ニ於ケル酒類配給ノ円滑ヲ期スルヤウ可然御配慮相成度、此ノ段及通牒候也

記

第一 一般家庭用酒ノ配給ニ関スル事項

- (一) 小売業者ガ直接消費者ニ販売スル場合ニハ其ノ一人一回当り販売量ヲ制限スルコトモ一策ナルベキコト(東京市ニ於テハ差当り一人一回当り四合程度以下ニ制限スル予定ナルモ、当該数量ハ各地方ノ実情ニ依リ適宜

之ヲ定ムルコト)

- (二) 小売業者ノ店舗ニ適宜ノ帳簿ヲ設備セシメ購入者ノ住所氏名、購入月日、購入数量等ヲ之ニ記載セシムルモ一策ナルベキコト
- (三) 販売先ハ成ルベク当該小売業者ノ店舗所在地付近ノ者トスルヤウ小売業者ノ組合等ヲ指導スルコト
- (四) 冠婚葬祭、応召入退宮又ハ地方的祝祭等臨時特別ノ需要ニ充ツヘキ酒類ニ付テハ一回ノ所要量ヲ定メ(例ハバ一回一升又ハ二升等トスルガ如シ)、市町村長、町会長等ノ証明ニ依リ最寄ノ小売業者ヲシテ之ヲ配給セシメ、当該配給数量ハ速ニ証明書引換ニ道府県会社(小地区配給所ヲ含ム)ヨリ小売業者ニ対シ補充スルコト

- (五) 軍衙、一般官庁又ハ各種会社、其ノ他ノ団体ニ於テ臨時ノ需要アリテ、当該需要者ヨリ其ノ所在地付近ノ道府県会社ノ本店、支店又ハ出張所ニ対シ需要ノ目的、数量、月日等ヲ申出テタルトキハ当該会社ニ於テ需要ノ程度ヲ勘案シ、最寄ノ小売業者ヨリ所要量ノ配給ヲ為サシメ当該配給数量ヲ速ニ小売業者ニ対シ補充スルコト

第二 業務用酒ノ配給方法ニ関スル事項

- (一) 二以上ノ税務署ノ管轄区域ニ亙リ数個ノ店舗ヲ有スル接客業者ニ対シテハ当該店舗所属ノ業務用酒共販組合ヨリ各別ニ配給セシムル方針ヲ採ルコト
- (二) 道府県酒類販賣会社ト協議ノ上業務用酒共販組合ニ於テ自ラ接客業者又ハ其ノ団体ニ対シ酒類ノ配給事務ヲ行フ場合ハ今次ノ配給機構整備ノ趣旨ニ鑑ミ、一般家庭用酒ヲ取扱フ店舗ト區別シ、業務用酒ノミヲ取扱フ専用店舗ヲ設ケタル場合ニ限ル方針ヲ採ルコト

前項ノ道府県酒類販売会社ト業務用酒共販組合トノ協議ニ當リテハ配給系統ノ整理確立ヲ期スルト同時ニ業務用酒配給上ノ便宜、迅速及確實ノ諸点ヲ考慮シ、必ズシモ画一的ニ情スルコトナク地方ノ実情ニ応ジタル配給ノ方法ヲ講ゼシムルコトトシ、適當ニ關係者ヲ指導スルコト

(三) 前項ニ拘ラズ辺鄙ノ農村等ニ於テ一般家庭用酒ト業務用酒トノ配給ヲ兼営スル店舗ヲ認ムルコトヲ要スル場合ハ業務用酒ノ配給ニ付テハ必ズ通帳制又ハ切符制ヲ採ラシメ、一般家庭用酒ノ配給ニ混乱ヲ來サシメサルヤウ留意スルコト

(四) 小売業者ニシテ接客業ヲ兼営スル所謂二枚鑑札業者ニ對シテハ配給機構整備上其ノ整理ヲ不可欠ト思料セララルトコロナルモ、十一月中ハ地方的事情ニ依リ已ムヲ得スト認メラルルニ於テハ家庭用酒配給ニ著シキ支障ヲ來サザル限り大体従前ノ營業ヲ認ムルモ妨ゲサルコトトスルコト

(平12仙台204—5)

23 昭和16年11月 接客業者に対する業務用酒配給方等の件

〔昭和十六年十一月十四日〕

接客業者ニ對スル業務用酒配給方ニ關スル事項

一 業務用酒ハ稅務署管轄ノ地域毎ニ從來接客業者ニ對シ販売ノ実績ヲ有セル小売業者、卸売業者及製造者ヲシテ業務酒共販組合(以下単ニ共販組合)ヲ組織セシメ、当該組合ノ計算ニ於テ小地区配給所(支店、出張所、荷扱所、若クハ「二」ニ於テ認メタル小売業者ノ団体ヲシテ接客業者ニ配給ヲ行ハシムルコト

二 共販組合ノ業務用酒ノ配給事務ニ關シテハ原則トシテ府県酒類販売株式会社ニ之ヲ委託セシムベキモ、年一定石數(五十石位)以下ノ配給數量(一接客業者ニ付)ノ分ハ小売業者ノ団体ガ整備シ、配給ノ適正ニ付稅務署長ニ於テ不安ナシト認メラルルトキハ小売業者ノ団体ニ委託セシムルコトヲ得ルコトトセルモ、右ノ場合ハ府県下一様ノ方針ヲ以テセシムルコト

三 業務用酒受配団体ハ特ニ支障ナキ限り当該稅務署管内ニ於ケル既存ノ組合(警察署管下毎ニ組織シアル料理店組合、旅館組合、三業組合等)ヲ單位トスルコト、依テ組合ニ加入セザル業者アル場合ハ之ガ加入方ヲ懸念セラレタキコト

四 接客業者ノ個々ニ對シ割當ツベキ清酒及合成清酒、焼酎ノ配給數量ノ總量ハ過般開催ノ府県酒類配給協議會ニ於テ決定セラレタル消費地域毎配分石數トセラレタキコト

五 個々ノ接客業者ニ對シ配給數量ヲ割當ツル場合ニ於テハ清酒及合成清酒ハ之ヲ合一シテ決定シ、焼酎ハ之ト別個ニ決定セシムルコト

六 接客業者個々ニ割當ラレタル現物ノ配給事務ニ付テハ少量ト雖モ府県酒類販売会社若クハ「二」ニ於テ認メタル(一)接客業者年五十石程度以下ノモノニ付)小売業者ノ団体ヲシテ之ヲ為サシムルコト

七 業務用酒受配団体ニ於テ個々ノ接客業者ニ割當ツベキ石數確定シタルトキハ成ルベク速ニ共販組合ニ之ガ通知ヲ為スコト

八 共販組合員ニシテ自己ノ持分ノ僅少ナルモノ又ハ他署管内ニ居住スルモノノ持分石數ニ對シテハ石數ノ交換又ハ組合員ノ統合等ノ方法ニ依リ漸次之ガ整理ノ方法ヲ講ゼラレタキコト

九 酒類販売会社業務開始當時ニ於テハ接客業者ニ對スル酒類配給ノ円滑ヲ期スル為メ、実績割ニ依ル仮定配給數量

ノ範圍内ニ於テ急速ニシテ簡便ナル一方法トシテ其ノ内渡シヲ実行シ、之ニ依リ生ジタル過不足石數ハ追テ配給事務ノ整理後ニ調整セラレタキコト

小売業ト接客業ノ兼業者ニ対スル取扱

- 一 小売業ト接客業トヲ兼営スルモノニシテ買入ノ酒類ヲ自己ノ接客業ニ使用シ居リタルモノニ対シテハ其ノ石數ニ付業務酒共販組合ノ持分タル石數トシテ之ヲ認ムルモ、二ノ方法ニヨリ可成小売業又ハ接客業ニ一方付カシムル方針ヲ採リ、一般家庭用酒ノ業務用酒ヘノ横流ヲ防止シ以テ配給ノ適正ヲ期スルコト
- 二 右ノ兼業者ニシテ小売業又ハ接客業ノ何レカノ業態ニ一方付カントスル場合ハ左記ニ依ルコト

(一) 業者ノ希望ニヨリ接客業ヲ廃業セル場合

- (イ) 小売専業ニナラントスル者ニ付テハ自己ノ接客業ニ使用シ居リタル其ノ實蹟石數ハ共販組合ノ持分トシテ認メザルコトヲ條件ニ之ヲ小売ノ實蹟石數トシテ容認シ、小売専業者トシテ取扱ヲ為スコト
- (ロ) 接客業ニ使用シ居リタル其ノ實蹟石數ヲ他ノ接客専業者(接客業者ニ一方付カントスル業者ヲ含ム)ニ移譲スルモノノ、業務酒共販組合ノ持分ハ之ヲ認ムルモ、小売ノ實蹟石數トシテハ認メザルコト

- (ハ) 業者ノ希望ニヨリ小売業ヲ廢業シ爾後接客業者トシテ存続セントスル者ニ対シテハ自己ノ接客業ニ使用シ居リタル實蹟石數ノミ共販組合ノ持分トシテ認メ、小売ノ實蹟石數ハ之ヲ他ノ小売専業者(小売専業ニ一方付カントスル業者ヲ含ム)ニ移譲セシムル方針ナルコト

- 三 酒類販売業ニ付テハ夫ノ名義ヲ以テ免許ヲ受ケ接客業ニ付テハ家族(妻子、内縁等)ノ名義ニヨリ營業許可ヲ受ケ居ル兼業者ニ対シテハ左記ニ依ル方針ナルコト

(一) 同一家屋ニ於テ小売ト接客業トヲ兼業スルモノニ付テハ小売業又ハ接客業ノ何レカニ業態ヲ一方付カシムル

コト

(二) 業者ノ希望ニヨリ接客業ヲ廢業シ小売業トナリタル場合ニ於テハ前記(イ)、(ロ)ト同様ノ取扱ヲ為スコト

(三) 業者ノ希望ニヨリ小売業ヲ廢業シ爾後接客業者トシテ存続セントスル業者ニ付テハ前記(二)ト同様ノ取扱ヲ為

スコト

小売業者ニ対スル取締

左記事項ニ該當シ累ヲ他ニ及ボスガ如キ悪質事犯者ニ対シテハ夫々相当ノ処分ヲ為シタル上、或ル一定期間配給停止等ヲ為ス必要アルニ依リ、関係警察署ト充分連絡ヲ採ルコト

(イ) 一般用酒トシテ割當ラレタル酒類ヲ接客業者ニ販売セル事実アリタルモノ

(ロ) 帳簿ノ記帳ヲ怠リ又ハ偽リタルモノ

(ハ) 配給ニ當リ甚シキ情実等ヲ為シ一般ノ需要者ニ配給セザルカ又ハ支障ヲ生ゼシムルガ如キ事実アリタルトキ

(ニ) 配給スベキ酒類ニ対シ加工、増量等ニ依ル税法違反又ハ公定価格違反ニ問ハルルガ如キ行為アリタルトキ
(ホ) 配給ノ方法、其ノ他帳簿記載方等ニ關シ相当注意ヲ促シタルモ、尚改悛ノ見込ナキモノ

(平19東京1445)

24 昭和16年12月 十二月分及び一月分一般用清酒及び合成清酒配給方の件

昭和十六年十二月九日

東京財務局長 印

稅務署長殿

十二月分及一月分一般用清酒及合成清酒配給方ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通東京府酒類販売會社ニ通牒致置候條、右御了知ノ上之ガ実行方ニ關シ指導援助相成度右通牒候也

〔別紙〕

問一第五三一号

昭和十六年十二月九日

東京財務局長

東京府酒類販売株式會社社長殿

十二月分及一月分一般用清酒及合成清酒配給方ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ之ガ配給ノ適正ヲ期スベク東京府庁、警視庁、及東京市役所等關係方面ト協議ノ結果、別紙要項ニ基キ配給スルコトト相成候條、左記事項御留意ノ上右適確ナキヲ期セラレ度右通牒候也

記

一 小売業者ニ割當ツベキ十二月分一月分一般用清酒又ハ合成清酒ニ付テハ別紙配給要項ニ基ク切符制ノ配給トナシタル關係上、各月ニ於ケル持越酒ハ左ノ各号ニ依ル旨關係組合ヲ通ズル等便宜ノ方法ヲ以テ小売業者ニ周知セシ

ムル方法ヲ講ズルコト

(一) 十二月ニ持越トナリタル數量ニ付テハ十二月ニ於テモ之ガ自由販売ヲ認ムルコト

(二) 一月ニ持越トナリタル數量ニ付テハ一月分ノ切符制ニ依ル割當數量ト共ニ当月分ノ切符制ニ依ル配給數量トナスコト

(三) 二月ニ持越トナリタル數量ニ付テハ二月分ノ販売実績割當數量ト共ニ当月分ノ販売數量トナスコト

二 小売業者ニ割當ツベキ十二月及一月分ノ配給酒ハ切符割當數量ト為シタルニ依リ、販売実績割當シテ計算シタル數量ト相違ヲ來スコトナルモ、右ハ二月及三月分ニ於テ割當セラルベキ數量ヲ以テ調節ヲ図ル見込ナルコト

三 別紙切符制ニ依ル計画配給ハ切符割當數ニ相當スル數量ノ入荷ト相俟テ初期ノ目的ヲ達成シ得ラルルモノナルモ、運輸關係、貯藏倉庫關係、其ノ他諸般ノ現況ヨリシテ所要數量ノ入荷困難ヲ予想セラルルニ依リ、之ガ対応策トシテ入荷ノ都度順次適當量ノ配給ヲ為スコトトシ、一方小売業者ノ受入數量ニ付テハ一時保有セシメ置キ別紙要項ニ依ル配給開始日ニ支障ヲ生ゼシメザルヤウ留意スルコト

四 小売業者ヨリ各家庭ヘノ配給方法ハ東京府庁ノ指示ニ依リ実行スヘキモノナルモ、小売業者迄ノ配給経路ニ付テハ其ノ社ニ於テ荷扱ノ円滑ヲ図ルコト

五 小売業者ノ配給担当地域ニ付テハ可成担当地域ヲ協定セシムル等ノ方法ニ依リ得意先爭奪等無用ノ競争ヲ避ケンムルコト

六 小売業者ニシテ本件配給ヲ紊シタル者ニ付テハ違反者所轄稅務署長ノ指示ニ従ヒ爾後ノ配給ヲ停止又ハ制限スル等ノ措置ヲ講ズルコト

別紙

家庭用清酒及合成清酒配給要項

一 配給方針

(一) 府下一般世帯(除島嶼)ニ対シ正月用酒トシテ購入票ニ依リ十二月及一月ニ一世帯当リ一ヶ月一升宛配給スルモノトス

二 実施要領

(一) 購入票 (1) 家庭用酒購入票ト称ス

(2) 購入票ハ二ヶ月分連続ノ切符トシ十二月分、一月分毎ニ一枚ノ註文券ト二枚ノ購入券(五合券二枚)トヨリ成リ、所謂「選択式」切符トス

(二) 購入票ノ発行ハ東京市域ニ在リテハ東京市、右以外ノ地域ニ在リテハ東京府之ヲ発行シ、区役所(市町村役場)ヨリ町会隣組ヲ通ジテ一般世帯ニ配布ス

(三) 指圖書 (1) 準世帯用酒配給指圖書ト称ス

(2) 指圖書ハ東京府物資部ニ於テ之ヲ発行シ申込ニ依リ交付ス

(四) 購入票ヲ交付スベキ世帯

一般世帯ニシテ左ノモノヲ含ム

イ 三食外食者ノミノ世帯

ロ 水上生活者ノ世帯

(五) 購入票ヲ交付セザル世帯

学生ノミ又ハ未成年者ノミノ世帯

(六) 購入票ノ処理

(1) 購入票ノ配布ヲ受ケタル世帯ハ十二月分、一月分毎ニ各々ノ註文券ニ所定事項ヲ記入ノ上次ニ定ムル期

間中ニ成ルベク最寄取付ノ酒類小売店ニ提出スルコト

(2) 購入票処理ノ日限ハ左ノ通トス(除水上生活者)

(イ) 十二分分註文券提出期限ハ十二月七日迄トス

十二分分購入券有効期限ハ十二月末日迄トス

現物ノ配給ハ十二月二十日ヨリ末日迄ノ予定トス

(ロ) 一月分註文券提出期限ハ一月五日迄トス

一月分購入券有効期限ハ二月五日迄トス

現物ノ配給ハ一月十五日ヨリ二月五日迄ノ予定トス

(3) 購入票ハ十二月三日迄ニ一般世帯ニ配布ス

(七) 新規転入者ニ対スル取扱

(1) 購入票発行後ノ新規転入者ニ対スル取扱方法

(イ) 新規転入者ニ付テハ十二月分ヲ配給セザルモノトス

(ロ) 新規転入者ニシテ一月十日迄ニ其ノ事実ヲ申出タルモノニ付テハ一月分ヲ配給スルモノトス

但シ転入手続ハ東京市ニ在リテハ管轄ノ区役所へ、府下ニ在リテハ市役所又ハ町村役場へ之ガ手続ヲ為シタルモノニ限ル

25 昭和16年12月 昭和十六酒造年度酒造取締並に清酒醸造指導方針の件

昭和十六年十二月十九日 蔵税第四六〇〇号主税局長通牒

昭和十六酒造年度酒造取締並に清酒醸造指導方針ニ關スル件

過般開催セル間税部長會議ノ際指示致置候首標ノ券ニ關シテハ別紙一各局ノ意見ヲ參酌シ左記ノ通決定致候條、右ニ依リ御取扱相成度、此ノ段及通牒候也

追テ酒造組合中央會ヨリ昭和十六酒造年度ニ於ケル一般醸造方針トシテ別紙二(写)ノ如キ通牒ヲ發シ居ル次第モ有之候條、御了知ノ上同一歩調ヲ以テ御指導相成様致度申添候

記

- 一 昭和十六酒造年度ニ於ケル清酒原料米ノ搗精歩合ニ付テハ左ノ各号ニ依ルモノトス
 - (一) 酒造原料米ノ最高搗精歩合ノ限度ハ前酒造年度ト同様ニ割五分トスルコト
 - (二) 醸造及貯蔵ノ安全ヲ期スル為酒造原料米ノ最低搗精歩合ノ限度ヲ一割トスルコト、但シ一割ヲ下ル搗精ヲ為サントスル者アル場合ニ於テハ、当該製造者ノ前酒造年度ニ於ケル一割未滿ノ当該搗精歩合ニ依リ搗精實際石數ノ八割ノ範圍内ニ於テ承認ヲ与フルモ妨ゲザルコト
 - (三) 清酒醪一仕込毎(合併仕込又ハ合併製成ヲ為ス場合ニ在リテハ一容器毎又ハ一製成区分毎トス、以下同ジ)ニ胚米、麴米及仕込米ノ総使用原料米ノ平均搗精歩合一割三分五厘ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ使用原料米ノ

産地ノ如何ヲ問ハズ、各仕込毎ノ使用白米石數ニ対スル玄米石數及其ノ搗精歩合ヲ受檢簿、仕込帳又ハ製造經過簿ニ適宜記帳セシムルコト

製造者ニ於テ前項ニ依リ記帳義務ノ免除ヲ申請シタル場合ニ於テハ承認ヲ与ヘ右事項ノ記帳ヲ為サシメザルモ妨ゲザルコト

四 代用原料(米糠及清酒粕ヲ含ム)ヲ併用スルモノニ付テハ一仕込毎ニ代用原料ノ品名、使用數量及仕込配給等ヲ記帳セシムルコト

二 本酒造年度ニ於ケル製造見込石數中上等酒ト並等酒トノ製造割合又ハ各仕込毎原料米ノ搗精歩合等ハ製造者ヲシテ自ラ決定セシムルコトニ取扱フモノトス

三 本酒造年度ニ於ケル清酒ノ汲水歩合及四段掛等特殊仕込清酒ノ取扱ニ付テハ前酒造年度ノ例ニ依ルモノトス

(別紙一)(省略)

(別紙二)

昭和十六年十二月四日

酒造組合中央會

會長 伊藤保平

道府県酒造組合聯合會會長殿

県 酒 造 組 合 長 殿

昭和十六酒造年度ノ一般醸造方針ニ關スル件

本酒造年度ニ在リテハ前酒造年度ノ酒造用原料米總使用高ヨリ更ニ二十五万石ノ使用制限ヲ受ケ、之レガ減産対策トシ

テ政府ニ於テハ合成清酒五十万石ノ増産計画ヲ樹立セラレ清酒 合成清酒ヲ通シ前酒造年度ノ生産ヲ確保セラルルノ方針ヲ決定セラレタリトハ言ヒ、依然トシテ酒ノ供給不足ハ解消ケラルルニ至ラザルモノト被存候
就テハ酒造業者ハ与ヘラレタル原料ノ範圍内ニ於テ極力増産ヲ図リ供給不足ヲ緩和セラルル事ニ努力セラルルハ勿論ナルモ、前酒造年度ニ在リテハ一部業者中ニ増産ニ急シテ品質ノ低下ヲ來セル向キ有ルヤニ及關係
斯クテハ數十年ノ長キニ涉リ改良發達ヲ図リ純日本酒トシテノ名声ヲ博セル清酒ノ品位ヲ一朝ニシテ低下セシムルコトトモ相成候ハバ誠ニ遺憾ニ堪ヘザルノミナラズ、清酒トシテノ優越性ヲ自ラ破毀スルガ如キハ將來ノ対策上ヨリモ相当ナラズト被存候ニ付テハ特ニ本酒造年度ニ在リテハ清酒ノ品位保持ニ努力セラルルト共ニ、一般醸造方針ハ左記ノ各項ニ依リ御実行相成度、此ノ段及連襟候也

記

一 原料米ノ搗精ニ關スルコト

イ 大体前年通トシ

最高 二割五分

最低 一割二止ムルコト

ロ 品質保持ニ關スルコト

現行公定價格ハ規格ヲ「アルコール分」及「エキス分」ノ含有量ノミニ依リ上並ニ区分シ官能品質ヲ區別セザル結果、清酒ノ品質ハ漸次低下ノ傾向ニアルヲ以テ、將來公定價格改訂又ハ販賣会社買収ノ場合ハ品質ヲ加味スルコトトシテハ如何トノ説モ一部ニ有力ニ唱ヘラルルニ至リ、而シテ此ノ點ニ關シ關係方面ニ於ケル研究ノ主ナルモノハ左ノ如キモノナルヲ以テ増産ノミニ熱中セラレ、將來改訂ノ場合ニ不測ノ不利ヲ招クガ如キ事ナキ様予メ充分留意セラレタキコト

1 規格ハ總テ現行上等酒ノ「アルコール分」二五度、「エキス分」二九度以上ノ一本建トスルコト

2 一仕込毎平均搗精歩合二割五分程度以上ニシテ品質審査ノ結果良好ナルモノヲ上等酒トスルコト

3 一仕込毎搗精歩合一割五分程度未満ノモノ及一割五分以上ノモノニシテ品質審査ノ結果良好ナラザルモノ、若クハ代用原料ヲ一定程度以上使用シタルモノヲ並等酒トスルコト

4 各酒造場毎ニ上等酒並等酒ノ仕込割合ヲ指定スル等ノ考慮ヲ払フ要アルコト

二 清酒ノ増産ニ關スルコト

イ 原料米ノ使用量ハ本会割當ノ範圍内タル可キコト

ロ 代用原料ノ使用量ハ一仕込毎ニ原料米（麴米ヲ含ム）總重量ノ二割以内ニ止ムルコト
但シ稅務署ノ承認ヲ經タル場合ハ右制限ヲ超過シ得サルコト

三 合成清酒ノ増産ニ關スルコト

イ 米糠又ハ清酒粕ヲ原料トシテ製造スル合成清酒ハ前年同様簡單ニ免許セラルベキモ、製造石數一千石ヲ超ユルガ如キ場合ハ免許ニ當リ慎重ナル考慮ヲ払ハルルコト

但シ清酒粕ノ使用量ハ本会決議ノ実績配給所要量ヲ控除シタル殘額ノ範圍内タルベキコト

ロ 甘藷及馬鈴薯等ヲ使用セムトスル場合ハ藷類配給統制規則ニ依リ配給セラレタルカ又ハ荒蕪地等ヲ開墾シテ收穫シタルモノニシテ藷類配給統制規則第十條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノニ限ルコト

ハ 統制物資以外ノ原料品ハ稅法所定ノ原料品ニシテ品質ノ低下腐造等ノ虞ナキモノタルコト

(平12仙台204—2)

昭和十七年十二月二十五日 主秘第六五二号主税局長通牒

昭和十七酒造年度清酒醸造指導方針ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ藝三開催セル鑑定部長會議ニ於テ指示致置候処、差当リ左記ニ依リ御実行相成度、此ノ段及通牒候也

記

第一 品質区分

- 一 清酒ノ品質ヲ第一級乃至第四級ニ区分シ、其ノ他規格外品トシテ取扱フモノアル余地ヲ存セシムルコト
- 二 品質区分ノ標準ハ概ネ左ニ依ルコト(別紙ニ参照)
 - (一) 第一級 成分規格ハアルコール分一六度以上、原エキス分三三度以上ニシテ、官能審査ニ当リ品質優ノ判定ヲ得タルモノ(原エキス分ニ付テハ状況ノ如何ニ依リ三二程度ニ低下スルコトアルベキコト)
 - (二) 第二級 成分規格ハアルコール分一六度以上、原エキス分三二度以上ニシテ、官能審査ニ当リ品質特上ノ判定ヲ得タルモノ
 - (三) 第三級 成分規格ハアルコール分一五度以上、原エキス分二九度以上ニシテ、審査ニ合格シタルモノ
 - (四) 第四級 成分規格ハアルコール分一四度以上、原エキス分二七度以上ニシテ、審査ニ合格シタルモノ(第三級ト第四級ハ成分規格ノ区分ニ依ルモノニシテ、官能審査ニ依ル区分ハ之ヲ行ハザルコト)
 - (五) 規格外品ハ第三級品又ハ第四級品ノ成分規格ヲ有スルモ、審査ニ当リ適合格ノ判定ヲ得タルニ止マルモ

第二 製造場及製造石数ノ指定

- 三 成分規格ハ最終消費者渡ノモノトシ、生産者渡樽詰品等ニ付テハ幾分之ヲ上昇セシムル措置ヲ講ズルコト
- 一 第一級(清酒)及第二級(清酒)ノ詮衡見込酒ニ付テハ左ノ要領ニ依リ各級別ニ其ノ製造場及一場毎製造石数ヲ指定スルコト
 - (一) 第一級清酒
 - (イ) 本年ノ指定清酒製造者ニ付テハ製造総数ノ三割以内ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 - (ロ) 新ニ第一級清酒ノ製造者トシテ推薦スル見込ノ者ニ付テハ造石総数ノ二割以内ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 - (ハ) 特殊ノ者ニ対シテハ詮衡範囲石数ニ付前二号ノ特例ヲ認ムルコト
 - (二) 第二級清酒
 - (イ) 第一級清酒ノ製造者ニ付テハ第一級清酒ノ外造石総数ノ三割ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 - (ロ) 其ノ他ノ製造者ニ付テハ造石総数ノ三割ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 - 但シ左ノ者ハ詮衡ノ範囲外ノモノトスルコト
 - (1) 製造石数二〇〇石未満ノ者、但シ從來ノ製造技術等ニ照シテ二適当ト認メラルル者ヲ除ク
 - (2) 製造場ガ第二級清酒ノ消費地域ト著シク懸隔セル者
 - (3) 製造設備及製造技術等ニ照シ不適當ト認メラルル者
- (ハ) 第一級清酒ノ品質審査ニ当リ其ノ選ニ洩レタルモノト雖モ適當ト認メラルルモノハ之ヲ第二級清酒

トスルコト

- (三) 特殊ノ者ニ対シテハ詮衡範圍石数ニ付(イ)及(ロ)ノ特例ヲ認ムルコト
- 二 前項ノ製造場及製造石数ノ指定ハ酒造組合中央会、酒造組合聯合会及酒造組合ノ指導統制ニ依リ製造有資格者ヲシテ製造見込石数ヲ申告セシメ、所轄稅務署長ニ於テ之ニ対シ承認ヲ与フルノ形式ニ依ルコト
- 三 第一級ニ屬スル製造場及其ノ製造石数ノ指定ニ当リテハ全国的ノ調整及統一ヲ図ル為、主稅局ニ於テ承認事務ヲ總括スルコト
- 二 第二級ニ屬スル製造場及其ノ製造石数ノ指定ニ当リテハ主稅局ニ於テ概定スル各財務局別生産計画ニ基キ財務局ニ於テ承認事務ヲ統括スルコト
- 四 酒造組合中央会ハ主稅局ニ於テ總括スル承認事務及各財務局別生産計画ノ概定ニ付常時主稅局ト緊密ナル連絡ヲ保チ、酒造組合聯合会、酒造組合及同組合員ノ指導統制及連絡ニ當ルコト
- 酒造組合聯合会(県酒造組合ヲ含ム)ハ財務局ニ於テ統括スル承認事務ニ関シ常時財務局ト緊密ナル連絡ヲ保チ酒造組合及同組合員ノ指導統制及連絡ニ當ルコト

第三 原料米ノ搗精歩合(別紙ニ参照)

- 一 品質別計画生産ノ実行ヲ可能ナラシムル為原料米ノ搗精歩合ニ付適當ナル指導ヲ行フコトトシ、之ガ為必要トスル諸般ノ手續ヲ採ルコト
- 二 現下ノ米穀事情等ニ鑑ミ優良酒釀出ノ為徒ニ搗精歩合ヲ高ムルノ弊ニ陥ルコトヲ避ケ、醸造技術ノ飛躍的向上ヲ図リ以テ從來ヨリモ低精白米ニテ優良酒ノ計画生産ヲ達成スルヤウ指導スルコト
- 三 第一級詮衡見込酒ニ付テハ其ノ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ二割三分程度トスルコト(平均

ヲ二割未満ニ低下セシメントスルトキハ特ニ承認ヲ求メシムルコト)

四 第二級詮衡見込酒ニ付テハ其ノ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ二割程度トスルコト(平均ヲ一割七分未満ニ低下セシメントスルトキハ特ニ承認ヲ求メシムルコト)

五 第三級及第四級清酒(普通清酒)ノ醸造ニ当リテハ可及的米穀利用率ノ増進ニ努ムルト共ニ、一面精白度ノ不当低下ニ因ル品質ノ劣悪弱化ヲ防止スル為適當ナル指導ヲ行フノ要アルヲ以テ左ニ依ルコト

- (一) 最高搗精歩合ハ之ヲ二割トスルコト
- (二) 前酒造年度ノ搗精歩合平均ガ一割三分ヲ超ユル製造場ニ付テハ出來得ル限り之ヲ一割三分程度迄引下ゲシムルト共ニ、平均一割三分以下ノ製造場ニ付テハ出來得ル限り幾分之ヲ低下セシムルコト
- (三) 前酒造年度ノ搗精歩合平均ガ一割二分ヲ下リタル製造場ニ付テハ之ヲ一割二分迄引上ゲシムルコト、但シ特別ノ事情アルトキハ之ヲ一割一分迄低下スルコトヲ承認スルモ妨ゲナキコト
- (四) 個々ノ搗精歩合ハ最低一割ヲ下ルヲ得ザルコト

六 前記第三項乃至第五項ニ依ル搗精歩合ニ付米穀搗精等制限令ニ依ル例外許可ヲ申請スル場合ニ於テハ地方ハ稅務署長ノ証明アルモノニ対シテハ最高二割五分ノ範圍内ニ於テ申請ノ割合ニ依リ許可スル取扱ナルコト(別紙三食糧管理局長官通牒参照)

[別紙省略]

(平12仙台12)

27 昭和18年4月 酒類販売価格等の件

昭和十八年四月七日 蔵税第八八七号主税局長通牒

首標ノ件ニ関シ別紙ノ通各地方長官ニ通牒致置候条、之ヲ取扱方ニ関シ可然御配意相成度、此ノ段及通牒候也

(別紙)

蔵税第八八七号

昭和十八年四月七日

大蔵省主税局長

県知事殿

酒類販売価格等ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ三月三十一日不取敢電信ヲ以テ通牒スルト共ニ關係書類一件送付致置候処、酒類ノ価格ハ從來價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ農林大臣及大蔵大臣ニ於テ価格ノ額ノ指定ヲ為シ来リタルモ、今般酒稅法中改正法律ノ施行ニ伴ヒ價格等統制令第十五條及同法施行規則第十一條中一部ノ改正ヲ行ヒ、酒稅法ノ主務大臣タル大蔵大臣ガ酒類委員會ノ諮問ヲ經テ酒稅法第五十二條及同施行規則第六十條ノ規定ニ基ク酒類價格規則ニ依リ販売價格ヲ指定(一般ニ適用セラルル價格ハ大蔵省告示ヲ以テ公示ス)スルコトトシ、当該價格ガ價格等統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ受クルコトト相成リタル次第第二有之候ニ付テハ今次改訂價格施行上留意ヲ要スル点差当リ左記ノ通ニ有之候条、貴管下ニ周知徹底方可然御配意相煩度、此ノ段及通牒候也

記

一 昭和十八年四月一日以降適用セラルベキ酒類ノ販売價格ハ酒類價格規則ニ基キ定メラレタル左記大蔵省告示ノ價格ニ依ルモノナルコト(酒稅法第五十二條、同施行規則第六十條、酒類價格規則第一條、價格等統制令第六條、同第十五條第十号、同施行規則第十一條参照)

(一) 清酒及合成清酒ノ販売價格指定ニ関スル件(告示第百三十七号)

(二) 焼酎及味淋ノ販売價格指定ニ関スル件(告示第百三十八号)

(三) 麥酒ノ販売價格指定ニ関スル件(告示第百三十九号)

(四) 雜酒、果実酒、白酒及濁酒ノ販売價格指定ニ関スル件(告示第百四十号)

二 従前ノ價格等統制令第七号ノ規定ニ依リ指定又ハ許可セラレタル價格ノ額ハ昭和十八年三月三十一日限り其ノ効力ヲ失ヒタルモノナルコト、尤モ同日前ニ於ケル違反行為ニ対スル処罰ニ関シテハ従前ノ例ニ依ルモノナルコト

三 従前ノ取扱ニ依リ地方長官ニ價格ノ額ノ指定ヲ委任シアリタル濁酒及白酒ニ付テモ今回ノ改正ニ依リ大蔵大臣ニ於テ販売價格ヲ定ムルコトトシ、暫定的ニ従前ノ地方長官指定ノ額ニ今回ノ増稅額ヲ加算シタル價格ニ依ラシムルコトト為シタルモ(告示第百四十号ノ十六參照)、之ヲ適用期間ハ差当リ六月三十日迄トシ、可及的速ニ全國の二統一シタル販売價格ニ依ラシムル様改訂ヲ行フ見込ナルコト、雜酒ノ一部(昭和十五年九月^{加工}告示第七号十三ノ項ニ掲ゲタルモノ)ニ付テモ同様ナルコト

四 従前ノ最高販売價格指定ノ告示ニ依レバ地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ最高販売價格ノ範圍内ニ於テ制限價格ヲ設ケ得ルノ例ナリシモ、酒類價格規則ニ依ル價格ニ在リテハ斯カル措置ヲ採ラズ、必要ニ応ジ大蔵大臣ニ於テ適宜ノ販売價格ヲ定ムル見込ニ付、斯クノ如キ特別ノ措置ヲ講スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事情ヲ

詳細大蔵大臣ニ具情スルコト

五 酒類価格規則ニ依リ大蔵大臣ノ定ムル酒類ノ価格ハ其ノ最高販売価格ヲ指定スルト共ニ最低販売価格ヲモ指定シアルモノナルコト

六 今回ノ酒類販売価格指定ニ当リ考慮シタル事項ハ左ノ如クナルコト

(一) 酒類ノ級別ニ付テハ出来得ル限り其ノ品質ノ確保ヲ図ル等ノ趣旨ニ依リ別途関係書類七及八ノ通決定ヲ見タルモノナルコト、尚酒類ノ級別ニ付テハ左記ノ点ヲ御含シ置キ相成リタキコト

(イ) 当該級別決定ノ告示中ニ成分規格ノ明記シタル酒類ニ付テハ其ノ販売価格ノ指定告示ニハ成分規格ハ特ニ之ヲ掲ゲザリシモノニシテ、即チ当該級別決定ノ標準タル成分規格ハ当該酒類ノ販売価格告示ニ於ケル酒類ノ成分規格ヲ示スモノナルコト

(ロ) 清酒第一級ニハ差当リ現在ノ特級清酒ヲ指定シタルモノ在庫量僅少ニ付テハ家庭用ニノミ配給シ、業務用トシテ販売スルコトハ之ヲ見合サシムル見込ナルコト

(ハ) 昭和十七酒造年度(自昭和十七年十月一日起至昭和十八年九月三十日止)仕込清酒ニ付テハ第一級酒ニ在リテハ大蔵省ニ於テ、第二級酒ニ在リテハ財務局ニ於テ、本年六月頃品質ノ審査ヲ行ヒタル上其ノ級別ヲ決定シ、然ル後発売セシムル見込ニシテ、差当リハ第三級酒ノミヲ庫出セシムル見込ナルコト

(ニ) 今回ノ酒類販売価格ノ改訂ニ当リテハ原則トシテ現行公定価格ニ今次増税額ヲ加算スルノ方針ヲ採リタルモノニシテ、尚清酒等ニ付テハ増税後ニ於ケル容器ノ破壊又ハ欠減等ニ依ル危険負担ノ増加経費等ヲ若干加味シタル程度ナルコト、而シテ一般生産費ノ昂騰其ノ他ノ事情ニ基ク酒類価格ノ改訂等ハ之ヲ来ルベキ機会ニ譲ルコトト為シタルモノナルコト

(三) 国家重要産業ニ従事スル労務者等ニ対スル価格特配酒(酒税法第二十七条ノ三ノ規定ニ依リ今次増徴額ノ軽減ヲ受クル清酒、合成清酒、焼酎及麦酒)ニ付テハ之ガ目的ニ照シ現行小売価格ヲ据置クコトトシ、尚麦酒ノ如ク地域的ニ価格ニ差等アル酒類ニ付テハ低キ方ノ価格ニ依ルコトトセルヲ以テ、寧ろ従前ヨリ若干引下ゲト為リタルモノナルコト

(四) 同一ノ酒類ニ付テハ原則トシテ全国一率ノ価格ニ依ラシムルコトトシ、従来ノ特定地加算制等ハ之ヲ廃止スルコトト為シタルコト

(五) 価格特配酒ニ付テハ場合ニ依リテハ道府県酒類販売会社又ハ地方麦酒販売会社ヲシテ当該工場事業場等ニ対シ小売価格ニ依リ販売セシメ、其ノ間ノ差益ニ付テハ適當ナル方法ニ依リ一般ノ小売業者ニ之ヲ還元スルヲ適當トスルヲ予想セラルルヲ以テ、此等ノ必要ニ応ジ得ルノ措置ヲ講ジタル次第ナルコト

(六) 資材難ノ現状ニ顧ミ空樽、空樽等ニ付テハリンク制ヲ勵行セシムル方針トスルコトトシ、販売価格指定ニ当リ之ヲ前提トシタル規定ヲ設ケタルモノナルコト

(七) 雑酒第一級等ニシテ販売価格告示ニ額ノ指定ナキモノニ付テハ例外許可ヲ為ス見込ナルコト

(八) 料理店等ニ於ケル販売価格ニ付テハ業務用清酒及合成清酒ハ三階級ト為シ、同一店舗ニ於テハ同一価格ノ酒類ノミヲ取扱ハシムルコトトスルヲ為シ、料理店等ノ業態ヲ三種ニ分類指定スル見込ナルコト、而シテ差当リハ(一)(ロ)ノ如ク原則トシテ第三級及第四級清酒又ハ第二級合成清酒ノミヲ配給スル見込ナルコト

七 酒類価格規則第五条ニ依ル様式表示ノ指示ハ(関係書類ノ十三)現存スル規格証紙、レッテル等ノ利用ヲ図ル等ノ趣旨ニ依リ暫定的ニ六月末日迄ノ応急的措置ヲ講ジタル次第ニシテ、前日前提ト雖モ準備完了次第出来得ル限り速ニ必要事項ノ表示ヲ為シ、品質ノ確保及価格ノ公正ヲ図ルニ適當ナル如ク改ムル見込ナルコト

八 最高販売価格違反ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ左ニ依ルコト

(一) 酒類ノ販売価格ヲ超エテ価格ノ額ヲ契約シ支払ヒ又ハ受領シタル場合ニ於テハ酒税法第六十三条ノ三ノ罰則

ニ触レルト共ニ、価格等統制令違反トシテ国家総動員法ノ罰則ノ適用アルモノナルコト

(二) 最低販売価格ヲ下リテ賣受又ハ販売ヲ為シタル場合ニ於テハ酒税法第六十三条ノ三ノ罰則ノ適用アルコト

(三) 酒税法第六十三条ノ三ノ違反行為ニ対シテハ一般ノ租税犯ト其ノ取扱ヲ異ニシ間接税犯則者処分法ノ適用

無キモノナルニ付、取扱上特ニ留意ヲ要スルモノナルコト

九 今次酒類販売価格ノ改訂ニ当リテハ相当重要事項ノ変更ヲ含ミ居ルモノナルガ、早急実施ノ遅ト為リタル事情
モアリタルヲ以テ、施行当初ニ於テハ關係業者ニ対シ適當ナル指導ヲ与ヘ施行ノ適実ヲ期セラレタキコト

(平12仙台204―2)

28 昭和18年6月 家庭用酒類ノ末端配給ノ件

閣一第七五六号

昭和十八年六月八日

東京財務局長 印

稅務署長殿

家庭用酒類ノ末端配給ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ別紙ノ通泉庁所在地稅務署長ニ指示致候條御了知置相成度

右通牒候也

閣一第七五五号

昭和十八年六月八日

東京財務局長

稅務署長

家庭用酒類ノ末端配給ニ關スル件

首標ノ件ニ關シテハ地方庁ト協議ノ上夫々実行中ノコトト被存候へ共、六月分以降ノ配給ニ当リテハ別紙東京府内ニ於ケル家庭用酒類配給要領ヲ參考トシ、町会(部落会)隣組等ヲシテ受配者毎消費ノ実情ニ即応スル如ク配給セシメラレ度、尚一世帯当リ酒類ノ配給基準量ノ設定ニ付テハ左記御留意相成度
右通牒候也

追テ七月分家庭用酒類ノ配給要領ニ付地方庁ト協議暨ヒタルトキハ当該要領ヲ遲滞ナク申報相成度申添候

記

別紙要領ニ依ル一世帯当リ酒類ノ配給基準量ハ便宜東京府内ヲ一律トセシモ、県内ノ消費事情ニ顧ミ県内又ハ酒販組合地域内等ヲ市部、郡部又ハ市部(準ズルモノヲ含ム)、町部(準ズルモノヲ含ム)、村部(準ズルモノヲ含ム)等適当地域ニ区分シ、区分毎酒類ノ配給基準量ニ付差異ヲ付スルコトニ付テモ考慮スルコト
別紙

東京府内五月分家庭用酒類配給要領

一 五月分ノ配給酒類ハ清酒(合成清酒ヲ含ム)及麦酒トスルコト

二 各小売業者ニ付テハ三依ル其ノ受持世帯数ニ応ズル所要量ノ酒類ヲ割当配給スルコト
 三 配給スベキ酒類ハ小売業者ヲシテ左ノ基準ニ依リ改組前ノ各隣組毎ニ一括割配給ヲ為サシムルコト

清酒、合成清酒 一世帯ニ付 五合
 麦酒 三本(大樽詰)

但シ第一級清酒(塩詰品)ニ付テハ販賣会社ニ於ケル現在品ノ關係及消費ノ実情等ニ鑑ミ地域的ニ配給スルコトトナル為メ小売業者全般ニ行渡ラザルモ、配給ヲ受クベキ小売業者ニハ大体十本乃至二十本程度ノ割当量トナルベキヲ以テ、一隣組一本宛ニ満タザル場合又ハ端数アルトキハ抽籤ノ方法ニ依リ之ガ配給ヲ受クベキ隣組ヲ決定セシムルコト

四 第一級清酒(塩詰品)販賣ニ付テハ量売ヲ為サシメザルコト

五 各隣組ニ於テハ三依リ割当ラレタル酒類ヲ六及七ニ依リ原則トシテ成年男子ニ対シ配分スルコト、但シ世帯数ニ依リ配分スルモ妨ゲナキコト

六 各隣組ニ於テ各消費者ニ配分スル酒類ノ代替配給比率ハ清酒ヲ基準トシ、左ノ割合ニ依ルコト

清酒 合成清酒 二合
 麦酒 一本 一本

右ノ場合第一級清酒ノ配給アリタル隣組ニ在リテハ抽籤、其ノ他適當ナル方法ニ依リ各消費者ニ配分スルコト

七 各隣組ニ於テ強飲者、弱飲者及非飲者ノ区分ヲ為シ得ルトキハ適當ナル標準ニ依リ差当リ割当ヲ為スコトヲ得ルコト

八 各隣組ニ於テ各消費者ニ対スル酒類ノ配分方法ヲ決定シタルトキハ遲滞ナク別紙様式ニ依ル各消費者名、配分酒

類ノ種類及数量ヲ記載シタル書類ヲ当該小売業者ニ送付セシムルコト

右ノ送付書類ノ備考欄ニ成年男子数ヲ記載セシムルコト

九 各消費者ハ配分セラレタル酒類ヲ各自当該小売業者ノ店舗ニ於テ直接購入スルコト、此ノ場合小売業者ハ八ニヨリ各隣組ヨリ送付ニ係ル書類ニ記載セラレタル消費者毎ノ配分酒類ノ数量ヲ当該者ノ捺印ヲ得タル上配給スルコト、尚清酒第一級酒ニ付テハ隣組員中ノ希望者ノ話合等ニヨリ受配代表者ヲ定メ購入セシムルコト

十 容器ノリンク制ニ十分考慮ヲ払フコト

十一 小売業者ハ右ノ要領ヲ店頭ニ掲示シ、尚隣組長ニ右ノ各項ノ要領ヲ口頭ニテ伝達シ之ニ協力ヲ求ルコト

〔様式〕

区 町 組

隣組長 印

組内 世帯

同上ノ成年男子 人

氏 名	酒 類 ノ 種 類	受 配 数 量	備 考
			成年男子 人
			"
			"

29 昭和18年10月 酒類販売業者配給受持世帯再登録等の件

問一第一四八五号

昭和十八年十月四日

東京財務局 印

稅務署長

酒類販売業者配給受持世帯再登録等ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通任原稅務署長ヨリ申報有之、右ハ配給統制実施上機宜ノ措置ト被認候ニ付テハ可然關係団体等ヲ指導シ配給統制ノ万全ヲ期セラレ度参考ノ為

右通報候也

〔別紙〕

問第三十九号

昭和十八年九月十四日

荏原稅務署長 印

東京財務局長

酒類販売業者配給受持世帯再登録等ニ関スル件

家庭用酒類ノ配給方ニ関シテハ屢次御通牒ノ御趣旨ニ基キ酒類販売業者ヲ指導監督シ、適切ナル配給ニ努力致シ居ル次第ニ有之候得共、近時酒類需給ノ逼迫化ニ伴ヒ、一般消費者側ニ於テモ不正ナル申告ヲ為シ以テ不当ナル配給ヲ受ケ居ルモノ漸次増加スルノ傾向ニアリ、殊ニ大工場、大邸宅等ニ居住スル世帯ニ在リテハ町会長隣組長等ガ之等工場邸宅内ノ正確ナル調査ノ不可能ナルヲ奇貨トシ、甚シキハ隣組長ト相通ジ故意ニ世帯数世帯人員等ヲ詐リ、酒類ハ勿論其ノ他ノ物資ヲモ不当ニ獲得シ之等ヲ他ノ物資トノ交換ノ用ニ供シ、一部ノ者ニ在リテハ不当ナル價格ヲ以テ勿論ニ他ニ販売スル等相当實質ナルモノ有之、巷間酒類ノ配給ニ関シ兎角ノ風評アリ、之ヲ漫然放置スルニ於テハ配給統制ノ趣旨ニ悖ルノミナラズ、延テハ國民思想上ニ及ボス影響少ナカラズト思料セラルルヲ以テ、當署ニ於テハ今次家庭用品購入通牒ノ切替、集成切符再登録、九月一日ヲ機トシ、酒類販売業者ヲシテ嚴重ニ実地調査ノ上世帯及世帯員ノ登録ヲ為サシメ、以テ配給ノ適正ヲ期スベク指導監督致候処、其ノ成績左記ノ通ニシテ前月八月一日現在ニ比シ世帯数ニ於テ六四八、人員ニ於テ五、〇五一一人減少ヲ示シ候

而シテ之ガ原因ヲ調査スルニ、時局ヲ認識セズ物資獲得ニ汲々タル口壺ガ既ニ転居シタル世帯ニシテ之ガ届出ヲ為サザルモノノ登録等ヲ便用シ、又ハ工場内ノ世帯数ヲ過大ニ申告シ、或ハ二重ノ登録ヲ為ス等相当實質ノ者多ク、且之等惡質者ノ多クハ下層階級ニアラズシテ中流以上ノ階級者ナル事実ハ誠ニ注目ヲ要スルモノト謂フベク、将来ニ於ケル酒類配給計画樹立上相当ノ考慮ヲ要スベキモノ可有之ト被存候条、為御参考

右申報候也

記

荏原区内ノ登録済世帯数並ニ世帯人員（酒類販売業者ノ調査ニ基クモノ）

現在高調査 年月日	世帯数	世帯人員数	摘 要
一八・二・一	四二、五〇一	一八八、八一九	集成切符ニヨリ實際登録
一八・三・一	四二、七五〇	一八九、七二〇	二月登録後異動ノミ加除シタルモノ
一八・四・一	四二、九一一	一九一、五四八	〃
一八・五・一	四三、〇七二	一九二、七六一	〃
一八・六・一	四三、一五〇	一九二、五〇〇	〃
一八・七・一	四三、一九七	一九二、二一〇	〃
一八・八・一	四三、二二八	一九二、一六四	〃
一八・九・一	四二、五八〇	一八七、一一三	実地調査ニヨリ集成切符登録

(平19東京145)

30 昭和18年12月 昭和十八酒造年度清酒醸造指導方針の件

昭和十八年十二月二十四日 主税第五二七号主税局長通牒

昭和十八酒造年度清酒醸造指導方針ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ左記ニ依リ御実行相成度、此ノ段及通牒候也

追テ清酒ノ級別及規格ニ関スル事項並ニ第一、二級清酒ノ計画生産ノ基本ト為ルベキ事項ニ付テハ各方面ニ及ボス影響等ニ顧ミ、当分ノ内外部ニ対シテハ公表ヲ為サザルヤウ御配慮相成度申添候

記

一 清酒ノ級別及規格

- (一) 清酒ノ品質区分ハ第一級乃至第三級トシ、現行第四級ハ之ヲ廢止スル見込ナルコト
- (二) 成分規格ハ大体現行ノモノニ依ル見込ナルモ、将来ニ於ケル情勢ノ推移如何ニ依リテハ原エキス分ヲ各一度程度低下スルコトアルベキコト

二 原料米ノ搗精歩合

- (一) 現下諸般ノ状況ニ顧ミ精白技術ノ改善ト相俟テ可及的搗精歩合ノ低下ヲ図リツツ優良健全ノ増産ヲ期シ得ルヤウ之ヲ指導スルコトトシ、搗精歩合ニ付テハ概ネ左ニ依ルコト
 - (1) 第一級計画生産清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ二割二分程度(前年二割三分程度)トスルコト
 - (2) 第二級計画生産清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ一割八分程度(前年二割程度)トスルコト
 - (3) 第三級清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割トシ、標準平均ヲ一割二分程度(前年一割三分程度)トスルコト、但シアルコール添加醪清酒ノ原料米ノ搗精歩合ニ付醸造ノ實際上特ニ必要アルトキハ標準平均一

割五分以下ニ於テ若干ノ増加ヲ認ムルモ妨ゲナキコト

(4) 個々ノ搗精歩合ノ最低ハ一割程度ニ止ムルコト

(5) 第三級清酒(アルコール添加醸清酒ヲ除ク)ニ付醸造ノ安全ヲ保持スル等特別ノ事情ニ依リ特定ノ製造場ニ付平均搗精歩合ヲ一般標準ヨリモ幾分増加スルノ要アリト認ムル場合ニ於テモ、当該製造場ノ前年平均歩合ヨリ可及的ニ低下セシメタルモノニ依リ之ヲ承認スルコト

(6) 米穀搗精等制限令ニ依ル例外許可ノ申請ニ付テハ前年同様ノ取扱ヲ為スコトトナリ居レルヲ以テ、前各号ニ依リ定メタル搗精歩合ニ付稅務署長ノ証明ヲ添付シテ地方庁ニ申請ヲ為サシメ、本酒造年度分ニ付包括的ニ許可ヲ受ケシムルコト

三 第一級計画生産清酒

(一) 本酒造年度ノ指定製造場及計画生産石数ハ別表一ノ通トスルコト

(決定要領ニ付テハ別紙計画生産方針参照)

(二) 計画生産ノ手続トシテハ酒造組合中央会会長ヨリ指定製造場ニ対スル計画生産ノ指示ノ形式ニ依リ通知スルコト(本月二十五日頃通知ノ見込)

四 第二級計画生産清酒

(一) 第二級清酒ノ指定製造場及計画生産石数ハ別紙計画生産方針ニ基キ之ヲ決定スルコト

(二) 前号ノ決定ハ財務局指導ノ下ニ酒造組合聯合会之ヲ行フコト(計画生産ノ手続トシテハ酒造組合中央会会長ノ指示ニ依リ酒造組合聯合会会長ノ通報ニ基キ酒造組合理事長之ヲ通知スルコト)

昭和十八酒造年度第一級及第二級清酒計画生産方針

第一 第一級清酒

一 計画生産石数ヲ三五、〇〇〇石(総石数ノ約三・五%)トスルコト

二 製造場ノ選定ニ付テハ醸造技術ノ向上、共励ニ資スル為、成績ニ依リ若干ノ新陳代謝ヲ行フコトトシ、左ニ依ルコト

(1) 前年度指定製造場ニ対シテハ(2)ニ該当スルモノヲ除キ本年度ニ於テモ引続き計画生産ノ指定ヲ為スコト

(2) 前年度指定製造場ニシテ前年度ノ認定率五〇%以下ノモノニ対シテハ計画生産ノ指定ヲ為サザルコト、但シ前々年度ノ認定率ガ五〇%以上ノモノニ対シテハ特ニ本年度ニ限り計画生産ノ指定ヲ為スコト

(3) 前年度指定製造場ニ非ザルモ技術並ニ設備優秀ニシテ十分ノ邊詰出荷能力ヲ有シ、且配給及輸送上適當ト認メララルル製造場ニ対シテハ新ニ計画生産ノ指定ヲ為スコト

三 各製造場別計画生産石数ノ指定ニ当リテハ配給計画トノ照応ニ留意シ極力輸送量ノ減少ヲ企画シツツ、醸造ノ技術及設備ヲ参酌スルコトトシ、左ニ依ルコト

(1) 各製造場ノ指定石数ハ当該製造場ノ本年度標準製造見込石数ニ対シ左ノ割合ヲ乘ジテ算出シタル石数及当該製造場ノ昨年度認定石数ノ六割ニ相当スル石数ノ合計石数ノ二分ノ一トスルコト

前三々年ノ認定率平均八〇%以上ノモノ

三割

其ノ他

昨年度ノ認定率平均七〇%以上ノモノ

二割五分

(但シ北海道及宮城、岩手、福島、山形ノ各県内ノモノハ需給調整上一割五分トス)

- 同 五〇%以上ノモノ
- 同 五〇%未満ノモノ及本年度新規製造場
- 同 一割五分
- (2) 右ニ依リ算出シタル石数ガ配給計画尚不適当ト認めラルル左ノモノニ付テハ、左ニ依リ適當ナル調整ヲ行フコト

- (イ) 岩手県内ノモノハ前年認定石数ノ六割ニ止ムルコト
- (ロ) 北海道及石川ノ各道県内ノモノハ前年認定石数ニ止ムルコト
- (ハ) 静岡、愛知、福岡、熊本及佐賀ノ各県内ノモノハ前年認定石数迄増加スルコト

第二 第二級清酒

- 一 計画生産石数ヲ一五〇、〇〇〇石(総石数ノ約一五%)トスルコト
- 二 製造場ノ選定ニ付テハ特殊ノ生産、消費地域ヲ除クノ外原則トシテ都道府県内自給自足ノ達成ヲ図ルコトヲ主眼トシ、醸造ノ技術及設備ニ依リ若干ノ新陳代謝ヲ行フコトトシ、左ニ依ルコト
 - (1) 先ツ前年度指定製造場中醸造成績優秀ニシテ壞話出荷設備良好ナルモノヨリ選定スルコト
 - (2) 前年度指定製造場ト雖モ成績優秀ナラザルモノ或ハ壞話出荷設備ノ不良ナルモノニ対シテハ指定ヲ為サザルコト
 - (3) 前年度指定製造場ニ非ザルモノ(1)ニ掲グル条件ヲ具備スル製造場ニ対シテハ配給及輸送計画等ヲ勘案シ、当該都道府県自給自足適當ト認めラルル場合ニ限り新ニ選定ヲ為スコトヲ得ルコト
 - (4) 指定製造場ハ第二級清酒ヲ三〇石程度製造シ得ルモノタルコトヲ用途トスルコト
 - (5) 製造場数ハ昨年度ヨリ可及的減少セシムルコト

三 各製造場毎計画生産石数ノ指定ニ付テハ左ニ依ルコト

- (1) 都道府県別生産石数ハ原則トシテ当該地域内自給自足ノ方針ニ基キテ計画シタル別表二ノ指定石数ヲ用途トスルコト
- (2) 製造場毎ノ指定石数ハ都道府県毎ニ適當ナル基準ヲ設ケ実情ニ応ジテ之ヲ定ムルコトトシ、他都道府県移出ノ分ト自地域内自給自足ノ分トノ製造場ノ配置ニ留意シツツ、輸送及配給ノ条件ヲ経トシ、醸造ノ技術及設備ヲ緯トシ、之ヲ綜合勘案シ適宜ヲ得ルコトニ努ムルコト
- (3) 製造場毎ノ石数指定ニ当リテハ第一級清酒及アルコール添加醸清酒等ノ生産見込石数ヲ考慮スルコト
 尚今次清酒製造業企業整備ノ結果残存操業製造場者間ノ旧基本石数ニ対スル新基本石数ノ割合ハ整備事情ノ如何ニ依リ相当ノ相異ヲ生シ居レルヲ以テ、計画生産石数ノ指定ニ当リテハ此等ノ事情ヲ考慮シ画一ニ隨シテ適當ナル結果ヲ来スガ如キコトナキヤウ十分留意スルコト

四 指定製造場及各製造場毎計画生産石数ノ決定ハ本年中ニ之ヲ終了スル予定ヲ以テ急速ニ調査ヲ取進ムルコト

第三 醸造方針

第一級及第二級清酒ノ醸造ニ当リテハアルコール添加醸ノ方法ハ之ヲ認めザルコト

〔別表などは省略〕

昭和十九年四月二十八日

東京財務局

税務署御中

左ノ通知候也

国民酒場開設準備事務ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ昨日当局會議室ニ於テ警視庁及關係業者団体代表者等ト協議ヲ為シタルニ其ノ要領別紙ノ通有之候条、右ヲ關係警察署ニ連絡相成度別紙

国民酒場開設ニ関スル準備事務打合要領

一 周知方法

(一) 要綱発表

財務局及警視庁ニ於テ新聞紙上ニ共同発表ヲ為スコト

(二) 酒場ノ開設披露

顧客ニ一見明瞭ナラシムル如ク店頭ニ(例ヘバ麴町第何号清酒国民酒場)ノ看板等ヲ掲示セシメ、且料金表ヲ貼付セシムルコト

料金表

清酒第三級一合当リ

七五銭

合成清酒第二級一合当リ

七五銭

焼酎一合当リ

六五銭

大塚詰麦酒(税込)

二、〇〇銭

生麦酒半立当リ

一、二〇銭

二 仕入方法

共販組合支部ノ割当通知ニ基キ現金ヲ以テ仕入ヲ為スコト

(一) 仕入先

清酒、合成清酒及焼酎ハ業務酒共販組合支部、麦酒ハ関東麦酒販売会社荷扱所(業務用麦酒共販組合ヨリ配給ノ委託ヲ受クルニ依ル)トスルコト

仕入代金ヲ支払フトキハ同時ニ売上代金ヲモ支払フト、売上代金ハ簡易ニ三斗八升分ヲ支払ヒ、余剰金ハ

料飲組合ノ指示ニ基キ処理スルコト

(二) 仕入数量ノ一定

一ヶ月分ヲ四回ニ分チ四分ノ一相当数量ヲ引取ルコト

(三) 開設当初仕入代金ノ負担者

第一回目ノ仕入代金ハ東京都酒類販売会社及関東麦酒販売会社ノ前貸トスルコト

三 販売方法

(一) 自由販売トシ切符制ニ依ラントスルトキハ關係官庁ノ指示アル場合ニ限ルコトトスルコト

(二) 酒類ノ販売量

酒類毎一人当り販売量ヲ左トシ、顧客ノ希望アルトキハ(ツマミ)物ヲ提供スルモ可トスルコト

清酒又ハ合成清酒 一合(燗付シタルモノ)

焼酎 一合

生麦酒 半立

燗詰麥酒 大塚詰 一本(冷シタルモノ)

(三) 営業時間

原則トシテ午後七時前後ヨリ販売開始ノ如ク所轄警察署ヨリ指示スルコト

(四) 開設当初ノ指導

接客業者ノ団体ニ於テ地区毎国民酒場ノ販売状況ヲ視察シ營業改善ノ方途ヲ講ズルコト

(四) 開設遅延見込ノ酒場ノ処理

酒場ノ開設ハ五月五日ヲ目途トシ、遅延見込ノ地域ニ付テハ便宜雑炊食堂ヲシテ取扱ハシメ、確定後ニ於テ当該場所ニ移転セシムルコト

五 營業開始ニ伴フ団体ノ分担事務

(一) 東京都酒類販売会社ハ東京業務酒共販組合ニ対スル酒類出荷事務

(二) 関東麥酒販売会社ハ東京業務用麥酒共販組合ノ依託ヲ受ケ国民酒場ニ対スル麥酒ノ集荷及配給事務

(三) 東京業務酒共販組合ハ国民酒場ニ対スル割当及配給事務

(四) 東京業務用麥酒共販組合ハ国民酒場ニ対スル割当及配給ニ關スル斡旋事務

(五) 東京都業務酒酒販組合ハ東京業務酒共販組合及東京業務用麥酒共販組合ノ指導及接客業者ノ団体ニ対スル連

絡事務

(六) 東京都酒販組合聯合会ハ以上各団体ノ統轄事務

(七) 東京都料理飲食業組合ハ国民酒場ノ設置及指導事務(警視庁又ハ警察署ノ指導ニ依ル)

六 連絡機関ノ設置

料飲組合本部ト共販組合本部トノ連絡機関ヲ設置スルコト

参考

一 麥酒ノ割当

麥酒酒場ニ付テハ生麥酒等ノ設備等ノ關係ヲ考慮シ五月分ハ各酒場共塚詰麥酒ノ割当トナシタルコト
但シ生麥酒ノ設備アル酒場ニ付テハ生麥酒ヲ配給スルモ妨ゲナキコト

(平19東京1450)

32 昭和19年6月 国民酒場増設の件

昭和十九年六月七日

東京財務局

稅務署御中

左ノ通通知候也

国民酒場ノ増設並ニ六月分酒類ノ増加割当ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ昨日当局會議室ニ關係業者団体代表者等ノ參集ヲ求メ本件並ニ生麥酒酒場開設ニ關シ、別紙ヲ説明シ

夫々協力ヲ求メ置候ニ付了知相成度
別紙 (昭和一九、六、六日)

生麦酒酒場開設ニ関スル件

一 酒場ノ開設披露

清酒及麥酒酒場ノ例ニ倣フコト

二 仕入方法

共販組合支部ノ割当通知ニ基キ現金ヲ以テ仕入ヲ為スコト

(一) 仕入先

生麦酒報国会 (業務用麥酒共販組合ヨリ配給ノ委託ヲ受クルニ依ル) トスルコト

但シ現物ハ吾嬭橋工場又ハ目黒工場ヨリ引取ル

(二) 品代金ノ支払

仕入代金一立ニ付二、〇〇錢ノ外納金一八錢ヲ払込ムコト

三 販売方法

(一) 販売量

一人当リ半立

(二) 営業時間

清酒及麥酒酒場ノ例ニ倣フコト

(三) 開設当初ノ指導

同上

四 其ノ他

(平19東京1480)

33 昭和十九年十二月 昭和十九年酒造年度清酒醸造方針の件

蔵税第三二〇八号

昭和十九年十二月二十三日

大蔵省主税局長

酒造組合中央会長殿

昭和十九酒造年度清酒醸造方針ニ関スル件

本月一八日付中発第九〇号ヲ以テ申請ニ係ル首標ノ件ハ申請ノ通本目承認相成候条御了知相成度、尚本件中第一級清酒ノ計画生産ノ基本ト為ルベキ事項ニ付テハ諸般ノ事情ヲ顧ミ、当分ノ内関係者以外ニ対シテハ其ノ内容ヲ了知セシメザルヤウ特ニ後配意相成度、此ノ段及通知候也
中秘第第二号

昭和十九年十二月二十四日

酒造組合中央会

会長 伊藤保平

各都道府県酒造組合聯合会長 殿

昭和十九年酒造年度清酒醸造方針ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ別紙ノ通原案作成ノ上大蔵大臣ニ対シ之レガ指示承認申請中ノ処、昭和十九年十二月二十三日付ヲ以テ御承認ヲ得候条、右ニ依リ実行相成度、此ノ段及通牒候也

追テ第一級酒ノ指定ニ付テハ至急財務局ニ出頭ノ上御指示ヲ受ケ円満指示ヲ了セラルルヤウ御手配相成度
尚ホ本件ハ当分ノ内新聞発表ハ勿論外部ニ対シテハ絶対発表セザル様特ニ御留意相成度申添候

昭和十九年度清酒醸造方針

一 清酒ノ級別及規格

- (一) 現行清酒ノ品質ニ依ル第一級乃至第三級ノ区分ハ改正セラレ、第一級及第二級ヲ併合シテ第一級ト爲リ、第三級ハ第二級ト爲ル見込ナルコト
- (二) 成分規格ハ第一級清酒ヲ現行第二級酒ノ規格アルコール分一六度、原エキス分三〇度トシ、第二級清酒ハ現行第三級酒ノ規格ノ中原エキス分ヲ〇・五度程度低下(アルコール分一五度原エキス分二七・五度)スル見込ナルコト

二 原料米ノ搗精歩合

- (一) 第一級計画生産清酒ノ搗精歩合ハ現行第二級酒ノ搗精歩合ニ依ルコトトシ最高ヲ二割五分、平均ヲ一割八分程度トスルコト
- (二) 第二級清酒ノ搗精歩合ハ現行第三級酒ノ搗精歩合ニ依ルコトトシ最高ヲ二割、平均ヲ一割二分程度トスルコト、但シアルコール添加醪清酒ノ原料米ノ搗精歩合ニ付醸造ノ實際上特ニ必要アリト認ムルトキハ平均一割五分以下ニ於テ若干ノ増加ヲ認ムルモ妨ゲナキコト
- (三) 個々ノ搗精歩合ノ最低ハ一割程度ヲ目途トスルコト
- (四) 米穀搗精等制限令ニ依ル例外許可ノ申請ニ付テハ前年同様所轄稅務署長ノ証明ヲ得テ地方庁ニ申請シ、本酒造年度分ニ付包括的ニ許可ヲ受クルコト

三 第一級計画生産清酒

- (一) 本酒造年度ノ第一級清酒ノ指定製造者及計画生産石数ノ決定ハ前年度第二級酒指定ニ準拠シ、財務局指導ノ下ニ酒造組合聯合会長之ヲ行フコト(計画生産ノ手續トシテハ酒造組合中央會會長ノ指示ニ依リ酒造組合聯合會會長ノ通報ニ基キ酒造組合理事長之ヲ通知スルコト)
- (二) 費限ニ於ケル第一級清酒計画生産石数ハ左記ニ拠ルコト
第一級清酒計画生産石数 石
- (三) 製造者ノ選定
前年度第一級酒指定製造者ニ対シテハ優先的ニ指定スルコトトシ、前年度第二級酒指定製造者ニシテ技術並ニ設備優秀ニシテ操詰出荷能力ヲ有シ、且配給及輸送上適當ト認メラルル製造者ニ対シテモ之ガ指定ヲ爲スコト、但シ各都道府県ニ於ケル本年度指定製造者数ハ前年度第一、二級酒指定製造者数ノ二分ノ一ヲ目途トスルコト
- (四) 指定石数ノ決定
指定石数ハ一製造者ニ対シ一〇〇石以上ヲ目途トスルコト、前年度第一級酒指定者ニ対シテハ前年度第一級酒及第二級酒指定石数ノ合計石数ヲ目途トシテ指定スルコトトシ、右指定石数ヲ都道府県別割当石数ヨリ控除シタル残石数ヲ前年度第二級酒製造者中ヨリ選定シタル指定製造者ニ割当スルコト

(五) 第一級清酒計画生産指定者報告

第一級清酒ノ生産者指定ヲ了シタルトキハ直ニ別紙様式ニ依ル報告書ヲ本會宛提出スルコト

四 醸造方針

第一級清酒ニ対シテハアルコール添加ノ方法ハ之ヲ認メラレザルコト

昭和 年 月 日

県酒造組合聯合会長

酒造組合中央会長 殿

第一級清酒計画生産者指定済報告

計	酒 銘	基本石数	第一級清酒 指定石数	製	場
				所 在	
		石			

右及報告候也

(平12仙台204—2)

34 昭和20年4月 酒類の防衛疎開の件

昭和二十年四月三十日 問第三三六号本局通牒

酒類ノ防衛疎開ニ関スル件

酒類防衛上必要ノ措置トシテ之ガ分散貯蔵ヲ希望ノ向アルトキハ可及的ニ之ヲ容認スルコトトシ、右ノ外当該製造場ニ地下特設場等安全ナル蔵置場アルトキハ之ヲ利用蔵置セシメ、又ハ特ニ危険地域ノ手続酒類ハ配給計画上ノ措置トシテ之ヲ優先庫出セシムル等、空襲等ノ被害ヲ最少限度ニ止メシムルヤウ実情ニ即シ適切ナル対策ヲ講ゼラレ度、尚酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ左記ニ依リ関係業者ヲ可然指導相成度、右通牒候也

記

- 一 酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ貯蔵中ノ品質保全ヲ考慮シ貯蔵先ノ設備規模等完備セル場所ヲ選定ノ上、之ヲ為サシムルコト
- 二 酒類ノ分散貯蔵ハ原酒ヲ以テ之ヲ為サシムルコト
- 三 酒類ノ分散貯蔵ノ実施ニ当リテハ配給上ノ便宜ヲ特ニ考慮スルコト
- 四 酒類ノ分散貯蔵ニ要スル費用ハ一応当該酒造業者ノ負担トスルモ、貯蔵先ガ爾後ノ出荷配給上、輸送、其ノ他有利ナル關係ニ在ルトキハ酒類販売株式会社等ノ卸機関ノ支援ニ依リ、之ガ費用ノ一部ヲ分担セシムルヤウ実情ニ応ジ適切ナル指導ヲ為スコト
- 五 防衛上ノ措置トシテハ酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ未納税移出ノ取扱ヲ為シ差支ナキコト
- 六 本件取扱ニ依リ未納税移出ヲ容認シタルトキハ其ノ事蹟ヲ速カニ当局ニ報告スルコト

(平12仙台204—3)

昭和二十年五月二十五日 蔵税第八八四号主税局長通牒

罹災酒類業団体員救護措置ニ関スル件

空襲ノ熾烈化ニ伴ヒ酒類小売業者等酒類業団体員中ニモ罹災者相当多数ヲ生ジ居ル情況ニ有之候処、此等罹災者ニ對スル酒類業団体トシテノ救護措置ニ関シテハ近ク全国酒販組合聯合会ニ於テ具体案ヲ協議決定ノ見込ナルモ、一般ニハ關係各省ニ於テ左記ノ如ク夫々施設実施中ニ付關係者団体等ヲ指導シ、罹災団体員ニ對シ周知徹底セシムルト共、二、決戦下ノ配給業務等完遂上支障ヲ来スガ如キコトナキヤウ罹災団体員ノ救護措置ニ付遺憾ナキヲ期スルヤウ御配意相成度、此ノ段及通牒候也

記

一 一般的事項

避難動作、罹災証明書、罹災者ノ輸送^{運送}、衣食住、身分關係及金融關係事項等罹災者ノ一般的ニ心得ベキ事項ニ付テハ新聞紙等ニモ掲載ノ如ク、四月二十七日付防空總本部ヨリ各地方庁ニ通牒セラレ居ルニ付、右ニ依リ周知ヲ図ルコト

二 戦時災害保護法ニ基ク措置

厚生省所管トシテ別紙一ノ要領ノ如キ措置ヲ講ジ居ルニ付關係地方庁ト連絡ヲ採リ法定ノ保護ヲ受ケシムルヤウ指導スルコト

三 財団法人恩賜財団戦災援護会ニ依ル救護

二ニ依ル法的援護ノ補充的措置トシテ財団法人恩賜財団戦災保護会ヲシテ別紙二ノ要領ノ如キ法外措置ヲ講ジ居ルニ付充分之ガ利用ヲ図ラシムルコト

四 戦時災害国税減免法ニ依ル諸税ノ軽減免除

軽減又ハ免除規定、納期及諸手續ノ特例等法令ノ周知徹底ヲ期スルト共ニ申告、申請ノ取纏メヲ行ハシムル等關係団体ヲ指導督励スルコト

五 罹災転廃業者ノ資産引受ニ関スル措置

罹災中小商工業者等ニシテ転廃セントスル者ノ營業用資産引受ニ関シテハ別紙三ノ通農商省総務局長ヨリ地方長官ニ對シ通牒シ居ルニ付、酒類小売業者ニ付テモ右ニ依リ國民更正金庫ノ利用ヲ図ラシムルヤウ指導斡旋スルコト

別紙一

戦時災害保護法ニ基ク措置

一 救助

戦時災害ニ罹リ現ニ応急救助ヲ必要トスル者ニ對スル左ノ救助ヲ考フ、救助ハ現物ヲ以テ為スヲ原則トスルモ地方長官ノ必要ト認ムル場合ハ金錢ノ支給ヲ以テ為スコトヲ得

救助機關ハ特別ノ必要ナキ限り二月（仮設住宅ノ貸与ハ六月）ヲ限度トス

(一) 收容施設ノ供与

(1) 学校、公会堂、寺院、個人住宅等ノ非営利施設及旅館等ノ営利施設ニ收容シ、更ニ要スレハ仮設住宅

ヲ建設シ之ニ收容ス

(2) 右ノ非営利施設ノ使用ニ当リテハ一人一日二円、同ジク営利施設ノ使用ニ当リテハ食費(一日三食)ヲ含ミ一人一日三円ヲ支払フ

(二) 焚出及食品ノ給与

(1) 焚出ハ概ネ罹災直後及(一)ノ被收容者ニ対シ、食品ノ給与ハ緻故先ニ避難シタル者ニ対シ之ヲ為ス

(2) 焚出及食品ノ給与ハ共ニ一日一人六〇銭ヲ限度トス

(3) 食品ノ給与ハ全要救助者ニ対シ最少限度五日分ヲ支給ス

(三) 被服、寝具、其ノ他生活必需品ノ給与及貸与給与ハ左ノ金額ヲ限度トス

被服 夏期 一人 八円

冬期 一人 二〇円

春秋期 一人 一四円

寝具 一人 六五円

生活必需品 一人 一五円

又ハ一世帯 四五円

(四) 医療及助産

金錢ヲ以テ支給スルトキハ医療保護法ノ医療及助産ノ経費ニ準ジ点数計算ニヨリ一点単位一六銭ヲ限度トス

(五) 学用品ノ給与

国民学校教科書及学童一人二円五〇銭ヲ限度トシ文具ヲ支給ス

(六) 埋葬

金錢ヲ以テ支給スルトキハ一人三〇円ヲ限度トス

(七) 其ノ他

罹災者ニ対シ緻故先迄ノ旅費ヲ支給スル等

二 扶助

戦時災害ニ因リ傷痕ヲ受ケ、疾病ニ罹リ、又ハ身体ニ障害ヲ来シタル者並ニ其ノ家族及死亡シタル者ノ遺族ニシテ生活困難ナルモノニ対シ、十年間ヲ限り左ノ扶助ヲ為ス

(一) 生活扶助

旧六大都市ノ区域ニ於ケル一人世帯ノ者一人一日二円二〇銭ヲ最高トシ金錢ヲ支給ス

(二) 療養扶助

医療保護法ニ依ル医療ノ経費ヲ限度(点数計算ニヨリ一点二六銭)トシ医療ヲ施与ス

(三) 出産扶助

一人当経費二五円ヲ限度トシ助産ヲ施与ス

(四) 生業扶助

一人当経費二〇〇円ヲ限度トシ資金、器具、資料ヲ給与若クハ貸与シ、又ハ一人一日八〇銭以内ノ金錢ヲ支給シ技能ノ修得ヲ為サシム

(五) 埋葬

扶助ヲ受クル者死亡シタルトキハ之ヲ埋葬シ又ハ埋葬ヲ為ス者ニ対シ一人三〇〇円ヲ限度トシテ埋葬費ヲ支給ス
三 給与金ノ支給

(一) 傷害給与金

戦時災害ニ因ル身体障害者ニ対シ七〇〇円乃至三五〇円ヲ支給ス

(二) 遺族給与金

戦時災害ニ因ル死亡者ノ遺族ニ対シ五〇〇円ヲ支給ス

(三) 特殊業務者給与金

業務ノ性質上戦時災害ニ因ル危険ヲ顧ミルコト能ハスシテ業務ニ従事スルコトヲ要スル者ガ従業中戦災ニ因リ傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合、本人又ハ其ノ遺族ニ対シ療養給与金(実費)、傷害給与金(一、〇〇〇円乃至五〇〇円)、打切給与金(一、〇〇〇円)、遺族給与金(七〇〇円)及葬祭給与金(七〇〇円)ヲ支給ス

(四) 住宅給与金

戦時災害ニ因リ住宅(水上生活者ノ新住用舟ヲ含ム)ノ滅失又ハ毀損アリタル場合ハ一、五〇〇円ヲ限度トシ概ネ實賃価格ヲ基準トシテ住宅給与金ヲ支給ス

(五) 家財給与金

戦時災害ニ因リ家財ノ滅失又ハ毀損アリタル場合ハ五〇〇円ヲ限度トシ概ネ世帯人員等ニ応シ家財給与金ヲ支給ス

(平12仙台204—2)

36 昭和20年10月 進駐軍に対する酒類配給取扱方の件

昭和二十年十月十二日 閏第八四八号本局通牒

進駐軍ニ対スル酒類配給ノ取扱方ニ関スル件

進駐軍ニ対スル酒類ノ配給ニ関シテハ關係取扱機關ノ流通経路ヲ經テ実施致シ居ル次第ニ有之候処、進駐部隊員ニシテ進駐部隊用トハ別個ニ其ノ需用ニ充ツル為、右關係取扱機關トハ關係ナク直接酒造業者ニ対シ酒類ノ販売方ヲ要求スル向モ有之、斯クテハ之ヲ拒絶シ得ザル場合モ有之哉ニ被存候条、右ニ関シテハ正規ニ進駐部隊用ヨリ之ガ取得ヲ為サシムル以外ハ個別的販売ヲ為シ得ザル経緯事情ヲ極力説明了解ヲ得ルニ努ムルコトトスルモ、其ノ要求数量極メテ少量ニシテ真ニ已ムヲ得ザルモノト認メタル場合ニ限り、左記ニ依リ個別的販売ヲ認ムルコトニ取扱相成度、右及通牒候也

追テ右販売数量ニ関シテハ之ガ販売実績ヲ基調トシテ別枠ヲ以テ所要石数ノ割当ヲ為ス見込ナルモ、詳細ハ別途通牒可致候ニ付申添候

記

- 一 個別的販売ハ真ニ已ムヲ得ザル場合ノ外極力之ヲ為サシメザル様酒造業者ヲ指導スルコト
- 二 四合壺詰其ノ他適當ナル小型容器ニ依リ販売ヲ為スコトニテメ考慮手配シ置クコト
- 三 販売価格ニ付テハ公定価格ニ依ルコトトシ、不当ナル利益ヲ得ルガ如キ暴利行為の販売ハ為サザルコト、尚公定

- 四 価格ノ設定ナキ小型容器詰ノ販売ニ付テハ中味販売ノ価格ニ依リ（容器代ハ別トス）販売スルコト
- 五 少量ニシテ然カモ特定数量ニ限リ酒造業者ニ於テ臨機ノ処理トシテ之ガ販売ヲ許容シ、一ヶ月分ノ販売実績ヲ取
總メ報告セシメルガ如ク備便ナル措置ヲ講ズルモ妨ナキコト
- 六 進駐部隊員ニ対スル個別的販売ノ許容ヲ奇貨トシ之ヲ他ノ用途ニ対スル販売又ハ彼此流用スルガ如キコトナキ様、
不取締ニ流レザルコト

(平12仙台204-3)

37 昭和二十年十月十九日 主税第四二七号主税局長通牒

昭和二十年十月十九日 主税第四二七号主税局長通牒

昭和二十年酒造年度酒類生産方針ニ関スル件

首標ノ件ニ関シテハ竊ニ開催セラレタル間税部長及鑑定部長會議ノ際御協議致置候処、其ノ後別紙一ノ通大蔵、農林
両次官ノ覚書交換ニ依リ酒類ノ主要料確定致候條、別紙二ノ通生産方針ヲ決定シ、右方針ニ基キ別紙三ノ生産目標ヲ
樹立致候ニ付テハ右御了知ノ上、関係業者ヲ可然御指導相成度、此ノ段及通牒致候也
追テ各酒類別原料ノ割当、昭和二十年酒造年度清酒醸造指導方針及酒造免許又ハ増石容認ノ取扱ニ関シテハ別途通牒
ノ見込ニ有之候條申添候
別紙一

覚書

昭和二十一年米穀年度ニ於ケル酒造用米穀及昭和二十年米穀年度ニ於ケル麦酒用大麥等ニ関シテハ左記ノ通決定スルモノト
ス

昭和二十年十月五日

大蔵次官 山添正道
農林次官 重政誠之

記

- 一 昭和二十一年米穀年度ニ於ケル酒造用米穀ハ八十五万石、酒造用甘藷ハ八千五百万貫程度トスルコト
- 二 右ニ伴ヒ酒類（清酒換算）三十万石ハ農林産物ノ増産奨励、供出促進並ニ輸送増強用トシテ特配スルコト
- 三 前号ノ特配用酒類ノ配給ハ一般ノ酒類配給系統ニ依ルコトトスルモ其ノ時期、方法等ニ付テハ農林省ニ於テ大蔵
省ト協議ノ上決定スルコト、但シ内五万石ハ農林省又農林省ノ指定スル機關ヲシテ配給先及配給数量等ヲ決定シ
又ハ決定セシムルコト
- 四 昭和二十年米穀年度ニ於ケル麦酒用大麥ハ三十五万石トスルコト
- 五 酒造用雜原料ニ付テハ別途決定スルコト
- 六 農山漁村ニ対スル従来ノ特配ハ第二号ノ特配以外ニ之ヲ為スコト

別紙二

昭和二十年酒造年度酒類生産方針

一 昭和二十年酒造年度酒類ノ主要原料ハ前酒造年度程度ノ割当ヲ受クルコトニ決定シタル外、燃料事情モ終戦ニ伴ヒ

好転ノ見込アルノミナラズ、輸送状態モ亦逐次恢復シツツアルヲ以テ、本酒造年度ニ於テハ此等原燃料等ノ有効利用ニ依リ極力酒類生産量ノ増加ヲ図ルコト

二 各酒類ノ生産ハ左ニ依ルコト

(一) 清酒 前年度ト同様他ノ酒通^{トキ}ノ原料米ノ使用量ヲ可及的ニ節約シ、仍テ得タル数量ヲ総テ清酒ニ使用スルト共ニ、醗添加及混和用ノアルコールノ割合ヲ前年度ニ対シ可及的ニ増加シ、以テ極力生産量ノ増加ヲ図ルコト

(二) 合成清酒 前年度ニ比シ甘糖多ク割当ツルト共ニ、松下アルコールヲ相当量使用スルヤウ努力セシムルコトトシ、之ニ酒類工場タリシ燃料アルコール工場ヨリ糞ニ酒類工場ニ復帰セル連続式蒸餾機設置工場ノ全能力ヲ拵ゲテ増産ニ努力セシムルト共ニ、戦災工場ノ復旧ヲ可及的ニ促進セシメ、復旧完了ノ工場ヨリ順次原燃料等ヲ割当ツルトスルコト

(三) 濁酒 本酒造年度ニ於テハ米ノ割当ヲ停止スルコト

(四) 白酒 前年度ト同様米ノ割当ヲ停止スルコト

(五) 味淋 本味淋及直シ味淋共前年度程度ノ製造ヲ為サシムルコト

(六) 焼酎 新式焼酎ニ付テハ甘糖割当量ノ増加及松下アルコールノ数量ニ応ジ其ノ増産ヲ図ルコトトシ、旧式焼酎ニ付テハ前年度程度ノ製造ヲ行フコト、尚民間アルコール工場ニ於ケル製造余力及手持原料ヲ利用スルコトヲモ考慮スルコト

(七) 麦酒 米ノ使用ハ前年度ト同様之ヲ停止スルモ、大麦及澱粉ニ付テハ前年度ニ比シ相当量ノ増加割当ヲ受ケタルヲ以テ、工場生産能力ヲ最高度ニ活用シテ極力麦酒ノ増産ヲ図ルコト

(八) 果実酒 果実ノ需給状況ヲ考慮シツツ可及的の多量ノ生産ヲ図ルコト、但シ果実日本酒ノ製造ハ之ヲ為サシメザルコト

(九) 雑酒 本格ウキスキー及本格ブランデー等ノ製造数量ハ可及的ニ之ヲ増加スルト共ニ、アルコール又ハ高度焼酎ヲ原料トスルウキスキーハ原料、燃料及設備能力等ノ許ス限リ極力之ヲ増産スルコト、尚諸資材入手等ノ關係上ウキスキーノ製造困難ナルトキハ之ヲ焼酎等ノ製造ニ転換セシムルコト

三 酒類ノ原料ニ付テハ米、甘糖等ノ外商工省燃料局ヨリアルコールノ松下ヲ受ケ得ル見込立チタルヲ以テ、本酒造年度ニ於テハ之ヲ先ツ清酒ノ醗添加用及アルコール混和用ニ使用シ、更ニ雑酒、合成清酒及焼酎等順次重要性多キモノニ之ヲ充當セシメ、極力酒類ノ増産ヲ図ルコト

別表三(省略)

(平12仙台204-2)

38 昭和22年7月 家庭用酒の配給実績解消の件

聞一第八九九号

昭和二十二年七月二十四日

東京財務局長 印

税務署長殿

家庭用酒の配給実績解消措置について

標題について別紙の通り主税局長より通牒があったから右了知の上、各税務署に於いては小売実賦石数又は配給世帯数の算定について当業者及び関係組合と緊密なる連絡の上実行の適正を図り、別紙三の様式により酒販組合より報告を徴し、地方庁所在地税務署（東京都を除く）にありては都道府県酒販組合聯合会をして別紙一、三の様式により解消金配分願末を当局に報告するよう指導願いたい。

別紙

昭和二十二年七月一日付蔵税第一九〇四号主税局長通牒

家庭用酒の配給実賦解消措置について

今回全国酒販組合連合会においては標題について別紙一の如き酒類小売業者の配給実賦解消措置要綱を策定し、酒販組合中央会を通じ何出があつたが、右は適当と認められるので別紙二の通り処理して差支えない旨酒販組合中央会に通達しておいたから、左記に御留意のうえ当業者及び関係組合を御指導されたい。

記

- 一 この要綱により実賦解消の対象は、家庭用の清酒、合成清酒及び焼酎の小売配給実賦石数とし、これらを有する小売業者に対してその実賦を基礎として歩戻することにしたこと。従つて基準酒量により実賦を統一したところにあつては基準酒量により歩戻するも差支えないこと。
- 二 この実賦解消の資金は特別配給用酒（清酒、合成清酒及び焼酎）の特配により生じた販売差益金を使用するもので、歩戻の形式によること。
- 三 各都道府県ごとの配分額の決定は補正整備又は戦災等のため小売配給実賦石数が全国的に不明のため、昭和十九年三月末日現在における配給担当世帯数を基準とし、その世帯数一世帯について六円と定め第一回分としてその

半額を歩戻することにしたこと。

四 単位酒販組合及び小売業者に対する配分額の決定は原則として小売配給実賦石数（清酒、合成清酒及び焼酎）によるものゝ、実賦石数の不明のものにあつては配給担当世帯数によつても差支えないこと。

五 小売業者に対する配分額の決定に当つては、要綱六の4による実賦解消措置委員会を活用して民主的公正な決定をなし、その結果を公表させる等によつて後日業者間に紛争を生じないよう特に注意すること。

別紙二

蔵税第一九〇四号

昭和二十二年七月十一日

大蔵省主税局長 前尾繁三郎

酒販組合中央会会長 黒田英雄殿

家庭用酒の配給実賦措置について

六月二十四日付酒販中第八六号で何出になつた標題については適切と認められるから何出の通り処理して差支えない。

なお各財務局長に対して別紙の通り通達しておいたから御了知のうえ、貴会員及びその下部組織等をして財務局及び税務署に緊密な連絡を採らせるよう指導されたい。

別紙一

酒販中第八六号

昭和二十二年六月二十四日

酒販組合中央会会長 黒田英雄

大蔵省主税局長 前尾繁三郎殿

家庭用酒の配給実績解消措置について

標題について別紙の通り全国酒販組合連合会々々から伺出がありましたので検討致しましたところ、適切な措置と思
いますから御承認していただきたくお願致します。

別紙

酒類小売業の配給実績解消措置要綱

- 一 この措置は酒類小売業者の有する家庭用酒の配給実績を解消することにより小売業者の事業活動の改良発達を図
ることとする。
- 二 全国酒販組合連合会は一の目的達成のため次の方法により実績解消金の配分をなすこととする。
 - 1 実績の解消は家庭用として清酒、合成清酒及び焼酎の配給実績を有してゐる小売業者に対してこれを実施す
ることとし、その基準は配給担当世帯数一世帯について金六円を目途とすること。
 - 2 前項の基準は昭和十三酒造年度業務用以外の酒類消費高により別紙の通り算定したること。
 - 3 前号の配給担当世帯数は酒販組合に対する昭和十八年度後期分国庫交付金の対象戸数（昭和十九年三月末日
現在）によること。
 - 4 実績の解消資金については昭和二十二年三月総会の決議に因つて、特別配給用酒（清酒、合成清酒及び焼酎）
の配給により生じた販売差益金の歩戻金を以てこれに当てること。
 - 5 さきに震災等のため配給担当世帯の滅失に対する共助金については、(一)の解消金を配分するとき、これを調
整すること。

- 三 全国酒販組合連合会は特別配給用酒販売差益金歩戻処理要綱に基いて別途に実績解消のため歩戻金配分計画を都
道府県ごとに策定し、酒販組合中央会を通じて大蔵省主税局の承認を受けることとする。
- 四 酒販組合中央会の承認を受けたときは、全国酒販組合連合会に対し実行方について必要な事項を指示し、全国
的の運営を講ずることとする。
- 五 都道府県酒販組合連合会は全国酒販組合連合会の指示に従ひ酒販組合ごとの配分の基準及び配分額についてその
公正を期するため、これを総会に諮り各酒販組合に配分することとする。
- 六 前項の実施については財務局の指導を受けることとする。

- 1 酒販組合は実績解消のため酒販組合連合会から配分された解消金を次の方法により各小売業者に対し速かに分配
するものとする。
 - 1 昭和十八小売業整備又はその後の補正整備若しくはあらたに営業の開始又は譲り受け等により小売実績石
数を有し、実績解消金分配の際現に酒類販売業の免許を有する者に対し歩戻金をなすこと。
 - 2 前項の配分実績は原則として昭和十九年三月末日現在における昭和十八年の小売業整備及びその後の補正整
備による小売実績石数を基準とし、その後に於いて酒販組合の斡旋により正当に異動せる実績を調整したる
ものによること。
 - 3 震災その他により前項の小売実績の不明のものは昭和十九年三月末日現在における配給担当世帯数を基準と
して、その後における酒販組合の斡旋により正当に異動せる世帯を調整したるものによること。この
場合においては人口の増加による実績の伴わない担当世帯数は対象としないこと。
 - 4 各小売業者ごとの小売実績石数又は配給担当世帯数の算定についてはその公正を期するため、所轄税務署と

協議のうえ組合員中より適任者を詮衡し、実贖解消指償委員会（仮称）を組織して実行の適正を図ること。
前各号の実施については、所轄税務署の指導を受けなければならない。

七 小売業者ごとの実贖解消の基準並びにその解消金については別に定める様式の帳簿に明瞭に記載し、これを利害関係人の閲覧に供することとする。

別紙・様式（省略）

（平19東京1452）

39 昭和22年8月 自由登録制実施の件

関一第九五六号

昭和二十二年八月二日

東京財務局長 印

税務署長殿

自由登録制の実施について

標題について別紙の通り主税局長より通牒があつたから右了知の上、関係地方庁と緊密なる連絡をとると共に関係業者及びその組合等をしかるべく指導されたい。

別紙

昭和二十二年七月二十五日付蔵税第二〇五九号主税局長通牒

自由登録制の実施について

七月十一日付蔵税第一九〇四号（註七月二十四日付関一第八九九号本局長参照）で通達した「家庭用酒の配給実贖解消措置について」の実施に伴い実贖配給を行う必要がなくなりつゝあり、且つ近く実施せられる酒類配給規則制定の準備のためもあるので、消費者の自由意思を尊重し、而も小売業者の公正な競争を促進させる等のため、今回全国的に家庭用酒の購入者の購入店舗元の自由登録を実施することにしたから、左記により関係地方庁と緊密なる連絡をとると共に関係業者及びその組合等をしかるべく指導されたい。

なお現在すでに自由登録制を実施している地方にありては改めてこれを実施する必要はないから申添える。

記

- 一 自由登録制とは、消費者が自己の自由意思によつて、最適とする小売業者を選定しこれに家庭用酒を購入することを予め登録（購入の予約）することを中心とするものであること。
- 二 この自由登録は家庭用酒についてのみ行うものとする。
- 三 小売業者の自由登録受付の区域（営業区域）は、行政区画である市町村（区制のある市にありては区又は区長以下全）単位とする。即ちその区域に住居を有する消費者は、その区域内にある酒類小売業者であれば、何所でも自由に登録できること。
現に自由登録制を実施している地方にあつては、その区域で可なること（改めて区域を変更することは要しないこと）。
- 四 この登録の受付は現に営業している小売業者は勿論、休業中の小売業者（現に免許を有する者であること）であつて店舗、容器等を整備して復活申告を所轄税務署に提出し、税務署長において店舗、容器、その他の設備又は酒

税保全上の見地等から復活させることを適當と認めたる者は、これをなし得ること。但し、販売業の免許を有する製造者又は卸売業者は、現に小売業を営んでいる場合を除いてはなるべくこれが復活を認めないこととする。五 販廃業者等に対する新規免許（昭和二十一年十月十三日付蔵税第一九二二号で通達した「酒類業小売業者の復活措置について」中左記二による継承者に対する新規免許を除く）については、近く実施する酒類配給規則制定の際、これを考慮すること。

六 登録する必要な登録票等については、従来から使用している家庭用品購入通帳又は切符を使用する等の方法によることとし、できる限り用紙及び印刷の節約を図るとともに、なるべく簡易な方法を探ること。但し、これらの通帳又は切符等を使用していない地方にありては、酒販組合に登録票を印刷させる等の措置を講ずること。

七 この自由登録制の実施については、地方庁又は市町村長等と緊密な連絡をとり、苟くも不公正な競争を招来し又は業者間の紛争或は他庁との間に摩擦を生じないよう、一段と留意すること。なお、これが実施については酒販組合等を活用しても差し支えないが、具体的計画は財務局又は税務署において樹立すること。

八 この自由登録制は大体八月末日までに一応完了することとし、九月からの配給にあたっては、これによること。
(平19東京1452)

40 昭和23年3月 酒類配給規則

大蔵省令第三十二号（官報号外）

臨時物資需給調整法第一条の規定に基づき、指定配給物資配給手続規程に従い、酒類配給規則を次のように定める。

昭和二十三年三月二十一日

大蔵大臣 北村徳太郎

酒類配給規則

第一条 この省令で、消費者とは、酒類を自己の生活上又は業務上消費する者を、小売業者とは、酒類販売業の免許を有し、第二条第一項の規定により登録を受けた者で、酒類を消費者に直接販売することを業とするものを、卸売業者とは、酒類配給公団法に基づき設立された酒類配給公団を、製造者とは、酒類製造の免許を有する者で、酒類の製造を行うものをいう。

この省令で、配給割当公文書とは、左に掲げるものをいう。

- 一 消費者が、小売業者から酒類を購入するために、消費者に対して発給される購入切符。
 - 二 小売業者が、卸売業者から酒類を購入するために、小売業者に対して発給される購入割当証明書
- 前項第一号の購入切符は、予約券と引換券とからなる。

第二条 酒類の小売業を営もうとする者は、販売場所所轄税務署に申請し、営業の登録を受けなければならない。税務署長は、前項の登録を受けた者の販売場の位置及び氏名又は名称を公表しなければならない。

小売業者は、税務署長の交付する登録表を保存し、登録番号その他税務署長の指示する事項を、店頭、その他見易い場所に表示しなければならない。

第一項の登録の有効期間は、当該小売業者が登録を受けた日から一箇年とする。但し、天災事変に因り、第五項の規定による登録の更新を受けることが不可能な場合においては、税務署長は、期間を定めてこれを延長することができる。

小売業者が登録期間満了の際、引き続き小売業を営もうとする場合には、第一項の登録の更新を受けなければならない。

第三条 前項第一項の規定による登録を受けようとする者は、販売場一箇所ごとに、左に掲げる事項を記載した申請書を、登録予定日の五日前までに販売場所轄税務署に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 販売場の位置

三 申請者が第四条第一項の規定により消費者から受け付けた購入切符の予約券（以下予約券という）の数の前項の申請書には、第四条第一項の規定により消費者から受け付けた予約券を添付しなければならない。

第一項の登録予定日は、税務署長が、これを定める。

第四条 前条第一項の規定により申請しようとする者は、登録予定日の十五日前より十日前までの間に、消費者から予約券を受け付けなければならない。

前項の規定により予約券を受け付けようとする者は、登録予定日の二十日前までにその販売場の位置、住所及び氏名又は名称を所轄税務署に申告しなければならない。

税務署長は、前項の申告者が昭和二十年九月二日以後酒税法又は物価統制令に違反して処罰又は処分を受けた者であるときは、当該申告者が消費者から予約券を受け付けることを禁止することができる。この場合においては、税務署長は、登録予定日の十八日前までに、当該申告者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

税務署長は、前項の規定により予約券の受付を禁止した者を除き、第二項に規定する申告者の販売場の位置及び氏名又は名称を、登録予定日の十八日前までに公表しなければならない。

第五条 税務署長は、登録予定日並びに第三条第一項の申請書の提出、同条第一項の受付、同条第二項の申告、同条第三項の通知発送及び同条第四項の公表の各最終期日の一覧表を作成して、登録予定日の三十日前までに公表しなければならない。

第六条 税務署長は、第三条第一項の規定に依る申請があつたときは、同項第三号の予約券の数の最も多い者から順次、予め公表する一定地域における小売業者の定数に達するまで営業の登録を同一日付でなし、且つ、登録票を登録を受けた者に交付しなければならない。

前項の場合において、予約券の数が同じであるときは、税務署長が公正にくじでその順位を定める。

第一項の規定による登録を受けることができなかつた者は、消費者から受け付けた予約券を速かに当該消費者に返還しなければならない。

前項の規定により予約券の返還を受けた消費者は、それを以て営業の登録を受けた他の小売業者に購入の予約をすることができず、

税務署長は、第一項の場合において当該申請者が、買収、その他不正行為により、予約券を受け付けた者であるときは、その登録を拒むことができる。

第一項の一定地域における小売業者の定数は、当該地域において昭和二十三年一月一日現に酒類の小売業を営んでいる者の数を下らない範囲内において、税務署長が、これを定める。

第七条 配給割当公文書は、税務署長が、これを発給する。但し、購入切符は、大蔵大臣及び財務局長も、またこれを発給することができる。

発給割当公文書の様式、その他必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

第八条 購入切符は、経済安定本部総務長官の承認を受けて大蔵大臣の定める基準配給数量に基いて、これを発給する。

購入割当証明書は、小売業者が消費者から受け取った予約券と引換に、且つ、これに相応する数量を記載して、これを発給する。但し、酒税法第二十七条ノ五に規定する酒類（以下特別価格酒という）の購入割当証明書については、当該小売業者が消費者から受け取った家庭用酒類の予約券の数を基準として、これを発給する。前項の場合において、当該小売業者が酒類（特別価格酒を除く）を所持するときは、その数量を購入割当証明書に記載すべき数量から控除しなければならない。但し、その酒類が、予約券により予約を受け、購入切符の引換券（以下引換券という）と引換に消費者に譲り渡さなければならないものであるときは、この限りではない。

第九条 購入切符の交付を受けた消費者が、酒類を購入しようとするときは、購入切符の記載するところに従い、その予約券により小売業者に購入予約の申込をしなければならない。

小売業者が、購入割当証明書の交付を受けようとするときは、前項の規定により消費者から受け取った予約券を、所轄税務署に提出しなければならない。この場合において、当該小売業者が酒類（特別価格酒を除く）を所持するときは、その種類及び数量を所轄税務署に申告しなければならない。

第十条 小売業者は、大蔵大臣の指定する用途に供するため、緊急已むを得ない場合においては、購入割当証明書に代えて消費者から受け取った予約券により卸売業者から酒類の引渡を求めることができる。

第十一条 製造者は、その製造したすべての酒類を卸売業者に譲り渡さなければならない。但し、大蔵大臣の定める数量の範囲内において、酒質検査及び分析の用に供するため大蔵大臣の定める試験場又は研究所に譲り渡すもの及び当該製造者の製造場及び事務所に勤務する職員及び労働者の用に供するためこれらの者に譲り渡すものにつ

き税務署長の承認を受けた場合並びに連合軍が発給する購入命令書と引換に酒類を連合軍に譲り渡す場合においては、この限りでない。

第十二条 小売業者及び卸売業者は、配給割当公文書の記載するところに従い、且つ、配給割当公文書（購入切符については、その引換券、但し、第十条に規定する場合においては予約券）と引き換えるのでなければ、酒類を他に譲り渡し、又は他から譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 卸売業者が、酒類を譲り受けるとき
- 二 連合軍がその発給する購入命令書により、卸売業者から麦酒を購入するとき
- 三 廃業、休業、営業登録の取消又は不更新、その他已むを得ない事由に因り、税務署長の承認又は指示を受け、小売業者が、酒類を他の小売業者に譲り渡し、又は他の小売業者から譲り受けるとき
- 四 税務署長が、天災事変に因り、配給割当公文書と引換に酒類を譲り渡し、又は譲り受けることを不可能と認めて指示したとき
- 五 消費者が、特別価格酒を小売業者から譲り受けるとき

第十三条 販売の目的を以つて酒類を所持する小売業者及び卸売業者は、配給割当公文書（購入切符についてはその引換券、但し、第十条に規定する場合においては予約券）と引換に統制額で、且つ、公正条件で、酒類の購入の申込があつたときは、第十六条第二項の規定により出荷を命ぜられた場合において譲渡の余裕のないときでなければ、その販売を拒んではならない。前条但書の場合において、統制額で、且つ、公正条件で、酒類の購入の申込があつたときも、また同様とする。

前項の請求をした者が、その請求を拒まれたときは、その旨を税務署長に申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、税務署長は一箇月以内に事実を調査し、その申出が正当である場合においては、当該小売業者又は卸売業者に対して、販売を命じなければならない。

前項の場合において、税務署長が一箇月以内に販売の命令をしなかつたときは、税務署長は当該小売業者又は卸売業者に対して当該命令をしたものとみなす。

第十四条 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し、又は他から譲り受けてはならない。

第十五条 大蔵大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受け、消費部門別の基準配給数量を決定する。

前項の基準配給数量及び消費者数を基礎として、大蔵大臣は、財務局管轄区域別に消費者部門別、種類別配給割当数量を、財務局長は、税務署管轄区域別に消費部門別、種類別配給割当数量を、税務署長は、細地別又は個別に消費部門別、種類別配給割当数量を決定する。

大蔵大臣及び財務局長は、必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、前項の配給割当数量の外に、個別当該数量を決定することができる。

第十六条 大蔵大臣は、酒類の適正な配給を確保するため、又は需給調整上必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、財務局長又は税務署長をして、配給割当公文書による購入について、購入すべき地域又は取引段階を制限させることができる。

大蔵大臣は、特に必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、財務局長又は税務署長をして、小売業者、卸売業者又は製造者に対して、酒類の種類、数量、時期、地域及び用途を指定して、酒類の出荷を命令させることができる。この場合においては、第十二条但書の規定を準用する。

第十七条 小売業者及び卸売業者は、酒類と引き換えた配給割当公文書を、翌月十日までに、販売場所轄税務署長の

発給したものについては当該税務署、その他の官庁の発給したものについては販売場所轄税務署を経て当該官署に提出しなければならない。

第十八条 小売業者及び卸売業者は、販売する日に所持する酒類の種類、級別、銘柄、価格、数量及び用途を、店頭、その他見易い場所に表示しなければならない。

第十九条 税務署長は、小売業者がこの省令、酒税法又は物価統制令に違反して処分を受けたときは、その登録を取り消し、又は期間を限り予約券により購入予約の申込を受けることを禁止することができる。

第二十条 税務署長は、小売業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該小売業者の所持する酒類（予約券により予約を受け、引換券と引き換えに消費者に譲り渡さなければならない酒類を除く）を他の小売業者又は卸売業者に対して譲り渡すことを命じ、又は当該小売業者に対してなした購入割当証明書の発給を取り消すことができる。この場合において、購入割当証明書の発給を取り消したときは、当該購入割当証明書の発給の基礎となつた予約券を当該小売業者に返還しなければならない。

一 小売業者が登録の更新を受けなかつたとき

二 小売業者が廃業又は休業したとき

三 小売業者が前条の規定により登録を取り消されたとき

小売業者が前項各号の一に該当する場合においては、予約券により予約を受け、引換券と引換に消費者に譲り渡さなければならない酒類を所持するときは、当該酒類の販売については、なおこの省令中小売業者に關する規定を適用する。

小売業者が、第一項各号の一に該当する場合において、現に所持する予約券及び第一項の規定により返還を受

けた予約券は、これを当該予約券により購入予約の申込をした消費者に速かに返還しなければならない。

前項の規定により予約券の返還を受けた消費者は、それを以て他の小売業者に購入の予約をすることができる。

第二十一条 左に掲げる者は、その処分を受けた日（第二号の者については、第六条第一項の規定による登録の日）から十日以内に財務局長に対し、文章で不服の申立をすることができる。

- 一 第四条第三項の規定により予約券の受付を禁止された者
- 二 第六条第一項の規定により、営業の登録を受けることができなかつた者
- 三 第六条第五項の規定により営業の登録を拒まれた者
- 四 第八条第一項又は第二項の規定による配給割当公文書の発給を受けることができず、税務署長に対し発給の申請をして拒絶された者

五 第十九条の規定により登録を取り消され、又は予約券の受付を禁止された者

前項の場合において、不服の申立をした者は、当該文書の写を関係税務署に提出しなければならない。

財務局長は、第一項の不服の申立があつたときは、一箇月以内にこれを裁決し、これを不服申立人に通知しなければならない。

前項の場合において、当該不服申立人が、不服申立をした日から一箇月以内に当該官庁から何等の通知も受けなかつたときは、その申立は正当なものとして、裁決されたものとみなす。

第三項の裁決に対し、不服がある者は、当該採決の通知を受けた日から十日以内に経済安定本部総務長官に対し、文章で不服の申立をすることができる。

第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

附則

第二十二条 この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第八条（第一項を除く）第九条第二項、第十条乃至第十三条、第十六条乃至第二十条、第二十一条第四号（第八条第一項に関する部分を除く）及び第五号並びに第二十三条の規定は、大蔵大臣の指定する日から、これを施行する。

第二十三条 酒税法施行規則第五十八条の規定に基く酒類の配給統制に関する命令は、その効力を失う。

第二十四条 配給割当公文書は、この省令公布の後有効期間を限り、第七条第二項の規定による様式と異なる様式により、これを発給することができる。

第二十五条 この省令公布の際、現に酒類の小売業を営んでいる者は、税務署長が第二条第一項の規定による最初の登録を行う日の前日までは、同条の規定にかかわらず、従前の業務を行うことができる。

前項の小売業を営む者が、第二条第一項に規定する登録を受けることができなかつた場合において、前項の登録日に当該業者が酒類を所持するときは、これを他の小売業者に譲り渡さなければならぬ。この場合においては、第十二条但書第三号の規定を準用する。